

## 平成29年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年12月12日（火曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 常任委員会視察報告

日程第 5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	浅野祥雄君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	吉野信次君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	殿岡豊君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	埋田禎久君

会 計 室 長 岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 渡 辺 晴 久 君 主 事 鶴 岡 弓 子 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成29年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時32分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。12番、小川征君、1番、瀧口義雄君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から3日間とし、本日は議長からの諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告、及び常任委員会視察報告を行った後、3名の一般質問を行い、散会いたします。

あす13日は、4名の一般質問を行い、14日は議案第1号から議案第9号、及び請願第6号、第7号を順次上程の上、質疑、採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの3日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

9月21日、議員協議会を開催し、22日には第4次御宿町総合計画後期基本計画策定委員会に出席しました。

27日、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会協議会を開催しました。

28日、全国町村議会議長会広報研修会に出席しました。

10月1日、絆記念日献花式、2日、テカマチャルコ市市長歓迎式に出席しました。

3日、総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会を開催し、平成31年9月30日までの任期にかかわる各常任委員会の委員長、副委員長の選任を行いました。各常任委員会委員長、副委員長は、お手元に配付した書面のとおりです。

11日、布施学校組合議会定例会が開催され、平成28年度の布施学校組合会計歳入歳出決算の認定や平成29年度補正予算などを審議しました。なお、提案された議案は、いずれも原案どおり可決、認定されました。

また、同日、第4次御宿町総合計画後期基本計画策定委員会に出席しました。

13日、議員協議会を開催しました。

18日、国保国吉病院組合議会定例会が開催され、平成28年度国保国吉病院組合病院事業会計の歳入歳出決算認定や平成29年度補正予算、また医師及び看護師就業支度金貸付条例案など5議案が審議され、いずれも原案どおり可決、認定されました。

24日には議会だより編集委員会を開催し、31日、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会に出席しました。

11月6日、7日、常任委員会視察を行いました。詳細については、日程第4において教育民生委員長より報告があります。

8日、後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、広域連合組合委員の選任のほか、平

成28年度広域連合一般会計歳入歳出の決算認定など7議案が審議され、いずれも原案どおり認定、可決、同意がされました。

9日、教育民生委員会において御宿小学校、御宿中学校を訪問し、教育環境等について視察をしました。

14日、議員協議会及び議会だより編集委員会、15日、産業建設委員会協議会を開催しました。

16日、御宿町生涯活躍のまち推進協議会に出席しました。

17日、千葉県町村議会議長会定例会が開催され、新役員として、副会長に月岡長柄町議会議長、幹事に土屋東庄町議会議長及び私が選任されるとともに、平成28年度県町村議会議長一般会計歳入歳出決算が認定されました。

また、同日、第4次御宿町総合計画後期基本計画策定委員会に出席しました。

20日、地方自治法施行70周年記念式典、22日、第61回町村議会議長会全国大会に出席しました。

29日、総務委員会協議会及び教育民生委員会協議会を開催しました。

12月1日、産業建設委員会協議会を開催しました。

また、同日、夷隅環境衛生組合議会定例会が開催され、平成28年度環境衛生組合会計歳入歳出の決算認定や、平成29年度補正予算など4議案が審議され、いずれも原案どおり認定、可決されました。

4日、議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議しました。

なお、9月議会にて補正予算が組まれました議会に関する住民意識調査については、10月30日に住民2,000名にアンケート用紙を郵送し、12月11日現在、600を超える回答をいただきました。多くの回答をいただき、心から感謝いたします。

以上で、議会の諸般の報告を終わります。

続きまして、石田町長から、議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成29年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会にご提案いたします案件につきましては、専決処分1件、指定管理者の指定のほか

条例改正案 2 件、第 4 次御宿町総合計画の策定について、各会計補正予算案 4 件の計 9 議案のご審議をいただくことといたしました。開会に先立ちまして、議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについては、平成 29 年 9 月 28 日に衆議院が解散されたことに伴い、平成 29 年 10 月 22 日に執行されました衆議院議員総選挙の執行予算について、特に緊急を要したために、平成 29 年 9 月 29 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度御宿町一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりその承認を求めるものでございます。補正額は、歳入歳出ともに 662 万円を追加し、補正後の予算総額を 36 億 7,273 万 1,000 円とするものでございます。

議案第 2 号 指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定により、御宿町駅前駐車場の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 3 号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、認定こども園の認定権限を、都道府県知事から指定都市への長へ移譲することによる引用条項を整備するものであります。

議案第 4 号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の一部改正に伴い、御宿町介護保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、被保険者等に関する調査に関する過料の対象者に、第 2 号被保険者の配偶者等を加えるものです。

議案第 5 号 御宿町総合計画（後期基本計画）の策定については、御宿町総合計画の基本構想に基づき実施する後期基本計画を策定するもので、施策の展開方法や主な取り組みなどを示したものであります。計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間となっております。つきましては、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 6 号 平成 29 年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第 3 号については、平成 29 年度御宿町水道事業会計第 3 条予算、水道事業費用に 90 万円を追加し、水道事業費用の総額を 3 億 3,388 万 4,000 円に、また第 4 条予算、資本的支出に 237 万 6,000 円を追加し、資本的支出の総額

を1億7,435万6,000円にするものでございます。内容といたしましては、漏水に対応する修繕の費用や、御宿町浄水場において発生した機械の故障に伴う更新費用を追加するものであります。

議案第7号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,507万6,000円とするものであります。補正の理由は、遡及資格喪失等による過年度分保険税の還付が見込みを上回ったことに伴う一般被保険者保険税還付金の増額でございます。

なお、本補正予算につきましては、去る12月1日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第8号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出ともに153万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億3,282万3,000円とするものです。補正の内容ですが、平成30年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の追加を行うものであります。補正財源につきましては、システム改修費の国からの介護保険事業費補助金や一般会計からの繰入金を充てました。

議案第9号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（案）第5号については、歳入歳出ともに3,696万9,000円を追加し、補正後の予算総額を37億970万円とするものであります。本補正予算では、近年全国的に大規模な自然災害が頻発していることなどを踏まえ、国が推進する災害情報の迅速化及び充実化に速やかに対応し、また利便性の高い駅前駐車場の完成に向けた取り組みを進めるほか、台風により被災した公共施設やインフラの早期復旧への対応、障害者福祉や児童福祉の需要に応じた対応など、住民生活に直結し緊急かつ必要性の高い事業に予算を配分いたしました。

なお、財源につきましては、完了した事業の不用額のほか、国・県の補助制度、地方債制度を活用し、なおも不足する財源につきましては、普通交付税を追加して対応いたします。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

9月15日に敬老会、16日、御宿・布施地区PTAバレーボール大会、20日に例月出納検査、21日につるし雛実行委員会及び秋の交通安全出動式に出席いたしました。

22日に町総合計画策定委員会、23日、24日と全日本学生ライフセービング選手権大会、25日に生涯活躍のまち事業CCRC推進会議、29日に千葉県町村会政務調査会総務委員会に出席いたしました。

10月1日には、姉妹都市メキシコ合衆国プエブラ州テカマチャルコ市から、イネス・サトゥ

ルニーロ・ロペス・ポンセ市長ご一行様、駐日スペイン大使館領事担当1等書記官アルバロ・ガルシア・モレーノ様を初め、衆議院議員森英介先生、参議院議員猪口邦子先生のご参列をいただき、日西墨友好の絆献花式を挙行政いたしました。

また、同日の伊勢えび祭りにも、イネス・サトゥルニーロ・ロペス・ポンセ市長ご一行様、アルバロ・ガルシア・モレーノ様のご出席をいただきました。

3日は千葉県町村会負担金審議専門委員会、4日、国保国吉病院組合管理者副管理者会議に、5日には全国水産業振興対策協議会、6日に町と郵便局との地域における協力に関する協定調印式及び区長会に出席いたしました。

8日にはツール・ド・ちば出発式、同日、神奈川県藤沢市において開催されました全日本ライフセービング選手権大会に出席いたしました。

11日に布施学校組合定例会及び町総合計画策定委員会、12日に行政改革推進本部会議、同日、介護保険運営協議会及びスペイン・ナショナルデーにおいてスペイン大使館を訪問いたしました。

13日に議員協議会、18日に国保国吉病院組合定例会、24日に例月出納検査、25日、定期監査、26日に老人クラブ連合会スポーツ大会及びつるし雛実行委員会、31日にいすみ市・御宿町SSTパトロール隊隊長会議に出席いたしました。

また、午後から11月1日にかけて、市町村アカデミー開設30周年記念特別講演会に参加し、3日に文化祭、6日には千葉日報創刊60周年記念式典、8日には夷隅郡市法令外負担金審議特別委員会、9日に災害時における昼の供給に関する協定調印式を行い、10日には合同七つ子祝いを挙行政し、33名のお子さんの成長をお祝いいたしました。

11日には小高伸太千葉県議会議長就任祝賀会、12日には町消防団球技大会、14日には「鴨川・大原道路」早期建設促進期成同盟会総会及び千葉県社会福祉大会並びに千葉県町村会定例会に出席いたしました。

15日に産業建設委員会協議会、同日、夷隅健康福祉センター協議会に、16日には生涯活躍のまち事業CCRC推進会議、17日に町総合計画策定委員会、18日に布施祭り、20日には地方自治法施行70周年記念式典記念シンポジウム及び千葉県水産振興協議会に出席いたしました。

21日には例月出納検査及び布施学校組合例月出納検査に、22日には土木委員会議に出席いたしました。

24日に千葉県国民健康保険連合会理事会に、25日に岩和田みなと祭り、午後からは外房御宿の地域資源活用シンポジウム、26日には五色百人一首郵便局長杯に、27日に千葉県障害者推進



協議会に出席いたしました。

28日につきし雛実行委員会及び農業振興対策協議会に、29日には全国町村長大会、30日に全国水産業振興対策協議会に出席いたしました。

12月1日には環境衛生組合定例会及び国保運営協議会に、3日には町防火デー、4日には地域おこし協力隊の委嘱状の交付式を行いました。

同日、議会運営委員会に出席しました。

5日には五倫文庫役員会、老人クラブ忘年会、そして農業委員会忘年会が開催され、出席いたしました。

8日には行政改革住民懇談会、9日には日本ライフセービング協会納会に出席いたしました。  
以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会に提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただけますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（大地達夫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会視察報告

○議長（大地達夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、貝塚教育民生委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。

登壇の上、発言願います。

（6番 貝塚嘉軼君 登壇）

○6番（貝塚嘉軼君） 議長の許可がありましたので、11月6日、7日に行いました総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会の合同視察について報告いたします。

本年度の視察は教育民生委員会の主催で、御宿町版CCRC構想に先進事例として紹介されたNPO法人ドリームタウンが運営する、東京都高島平団地内の地域コミュニティプラスワン、また民間が経営する先進的なサービスつき高齢者住宅ゆいま〜る那須がある那須町のCCRC構想について視察を行いました。

最初に視察した地域コミュニティプラスワンは、高齢化率47.5%となった東京都高島平団地内の小さな店舗を利用した年代、国籍、障害の有無などを問わず、地域の皆さんが会話を楽しみながら食事などができるスペースです。料金は子ども100円、親子500円、こちらは子どもが何人でも同じ料金です。大人も500円です。最初は興味本位でスペースをのぞく人が、中に入

り食事をするようになり、次の日もここで食事をしたいという方があられ、最後には自分たちで食事をつくるようになっていったとのことであり、平成25年のスタート時は月に7回の食事を4人のボランティアでつくっていたのが、徐々に利用者が担い手になり、活動が充実し、平成28年度は240日開設され、昼夜合わせ約4,200名の利用があったとのこと。

NPO法人の資料には、利用者が紹介されていましたが、新しく高島平に引っ越してきたが友だちがいなくて時間をもてあました方、掃除や料理が得意な高齢者の方、昔かたぎなおじいさん、ひきこもりだった女の子、仕事と保育所を行き来する毎日で孤立感を持った子育て中のお母さんなど、多様な方が紹介されていました。

運営するNPO法人を立ち上げた井上温子さんは33歳という若い方であり、現在の活動にあたっては、学生時代から高島平においてボランティア活動を行っていたことが大きな力となっているとお話でした。

運営資金的には大変厳しいとのことでありましたが、コミュニティスペースという原点は守り、ビジネスモデルにはしないという理念で行っているとのことであり、代表者を初め関係者の表情からは、その信念や温かい人柄が伝わってきました。

ボランティアを含め、運営に携わる方々からお話を伺った中で、このような取り組みは、柔軟な発想や対応、また豊富な経験を持つNPO法人を初めとする民間と行政の施設、資金面、さらには担い手が活動しやすい制度設計など、側面からのサポートが連帯しなければ継続的な実施が難しいと感じたところです。

地域のつながりの中で、利用者と担い手が入れかわり楽しみながら運営され、気軽な雰囲気で行えるこの地域の居場所は、御宿町CCRC構想にある多世代が交流し、支え合う町づくりのモデルとなるものでした。

次に、那須町役場の視察ですが、那須町CCRCについて、那須町保健福祉課より伺いました。那須町の高齢者施設の課題や取り組みを伺った後、意見交換が行われました。また、事前に送らせていただいた新たなサービスつき高齢者住宅と町の関係性などの質問に、大変丁寧な回答をいただきました。

町の人口は約2万5,000人、面積は御宿町の15倍近くの372平方キロメートル、高齢者率はここ数年で急激に伸びたとのことでしたが、36.5%です。人口は減少傾向にありますが、御宿町と同様に、豊かな自然環境などを求め、都市部から移り住む高齢者も少なくないとのこと。那須町版CCRCは、日本版CCRC構想に沿った形で、那須町の資源である温泉や観光地としてのブランドを基盤として、空き家、空き地の増加を移住者の住まいとして活用するほか、

移住を契機とした雇用創出をつかさどるなど、地域の課題解決、地域サービスの向上、さらには経済の活性化につながる好循環を生み出すことを期待し、作成されています。

また、那須町を4つの地域に分割し、それぞれの地域が持つ資源を活用して、移住者だけではなく、町民の利用に資する地域包括ケア体制の構築を目指しており、人口動態と同様にC C R Cの方向性についても、御宿町と類しているところがありましたが、事業実績による今後の50年間の経済的効果が試算されており、計画の有効性が数値で示されていました。

町内の2つのサービスつき高齢者住宅は、民間業者が独自の経営策を持ち、運営されており、町から業者に対する誘致や支援策などを特に講じていないとのことであり、施設側からも、町民に対して特別なサービスの提供はないとのことでした。

また、これらのサービスつき高齢者住宅の入居者は、現在介護度が高くなると特養老人ホームなどへ移るということであり、在宅介護の負担軽減や特養老人施設への入所待機者の縮減のための医療圏単位での担い手確保のための方策の検討など、ソフト面の充実に努めている面がうかがわれました。

今回の視察は、都心部のN P O法人が運営する地域コミュニティと、地方の先進的サービスつき高齢者住宅の施設の、町行政に及ぼす効果、影響など、異なった先進事例をあわせて学ぶことができ、大変意義あるものとなったと感じているところです。

現在、御宿版C C R C構想の詳細検討が行われていますが、今回の視察で得た情報や事例を精査し、御宿版C C R C構想において何を優先的に進めるべきかを検討する上での協議に生かしていきたいと考えます。なお、詳細な、研修内容等については議会事務局にございますので、ご一読いただければ幸いです。

最後に、今回の視察研修にあたり、N P O法人ドリームタウンの井上代表、また地域コミュニティプラスワンの皆様、那須町の三上副議長、松中民生文教委員会委員長、保健福祉課鬼沢課長、西村係長を初め、関係各位には大変お世話になりました。改めて御礼申し上げ、視察報告といたします。

教育民生常任委員長、貝塚嘉軼。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で、常任委員会報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていきますのでご注意ください。

また、一般質問中通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますのでご注意ください。

ただいま、議場内の一般質問残時間表示ができなくなっています。質問者は、お手元の表示により残時間を確認ください。

順次発言を許します。

---

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（大地達夫君） 通告順により、6番、貝塚嘉軼君、登壇の上、質問願います。

（6番 貝塚嘉軼君 登壇）

○6番（貝塚嘉軼君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

通告のとおり、町長の政治姿勢についてということで、二、三お聞きしたいと思います。

平成30年度予算編成についてということでお聞きしたいと思います。

歳入面では税収等の自主財源の大幅な増額は見込めず、歳出面では、これまで経費節減を進めた中で、現状、義務的経費あるいは経常的経費の抑制はなかなか難しい現状にあると思います。また、公共施設についても老朽化が進み、改修しなければならない。この経費も大きな負担となってくると思います。

よって、今申し上げたような中で、来年度予算をどのように組み、どのような予算でいくのかということになるわけでございます。どうか、限られた財源の中で、新たに町が取り組もうとする事業にはどの程度の予算が確保できそうなのか、これが1点ですね。

それから、厳しい財政状況の中で、策定中の後期基本計画では、どのような事業を優先的にやっていこうと考えているのか。

これは、本議会に提案をされております。それらについてはまたそれぞれが質問すると思えますけれども、私もこの策定委員に選ばれて携わってきた中で、後期の5年間ですね、この基礎となる計画を作成したわけでございます。そして、いろんな意見も出まして、町としては、私は非常に基本に忠実に御宿町の今後の5年間の姿を示してあるというふうには思いますけれども、やはり時は移り変わります。ですから、あくまでも基本であって、やはりその都度

その時代に合った、速やかに行動に移れるような、そういった柔軟性を持った予算が必要かというようにも思っております。

そういう中で、平成28年度決算では、基金繰入金や起債額が大幅に伸びた、また、今年度は繰越金の歳入充当も伸びている、将来、子どもたちによりよい環境でバトンを渡すことを考えると、今、現況の公共施設の維持管理など、足元を見た予算編成を考えていかなければならないと考えるが、町長は、そういう中で来年度予算についてどのように考えているかを、まずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ご質問の次年度の30年度の予算規模はどのくらいになるのかというようにご質問でございます。

後期基本計画のアクションプランやこれまでの決算額の推移を勘案し、現時点での税財政制度のもとでの想定といたしましては、本年度と同等から5%程度の増加程度かと考えております。ただ、各課からの予算要求も出そろっていない現時点での想定でございますので、地方財政計画や国・県の政策の動向、制度の改正の影響、経済情勢の変化により、予算規模は変わってまいります。これから始まる予算要求ヒアリングにおいては、地域活性と長期に安定した財政運営の両立を念頭に予算編成を行いたいと考えております。

また、新たに町が取り組もうとする事業にはどの程度の予算がというご質問でございます。

町政運営を進める中では、財源確保に努め、得られた財源をもとに、事業効果が期待どおりに発揮されるよう歳出予算の配分に努めておりますが、高齢化に伴う社会保障関係経費や施設の老朽化に伴う維持管理、改修、更新費用の増加により、引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれます。今後も、財政に余裕がある状態にはないため、新たな取り組みを進めようとする場合には、新しい財源の獲得や既存事業の整理や縮小、廃止などで、財源を確保する必要があります。

したがって、新たに取り組むべき事業が出てきた段階で事業費と財源を見込みますので、今の段階で、具体的に幾らの予算が確保できるかということをお願いすることは困難でございます。その都度、議会にご相談しながら、適正な予算の配分に努めてまいりたいと考えております。

また、後期計画ではどのような事業を優先的にというようにご質問でございます。

後期基本計画アクションプランでは、地方創生、住民の暮らしと安心、公共施設等の適正管理、地域産業の振興に重点を置いております。具体的には、生涯活躍のまちの推進、防災行政

無線デジタル化など地域防災力の強化、老朽化した清掃センターや橋梁などの公共施設、インフラ施設の長寿命化、岩和田団地などの役割を終えた施設の除却、砂丘橋の大規模改修など、観光施設の整備などでございます。

平成30年度の予算編成方針も、第4次御宿町総合計画の基本理念である「笑顔と夢が膨らむまち」を目標とし、健全な財政運営の維持を念頭に置き、住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色ある町づくりを実現するため、後期基本計画アクションプラン事業を推進していくといたしまして、アクションプラン重点事業につきましてははできる限り優先的に財源を配分することとし、推進事業についても選択と集中による効果的な財源配分に努め、後期基本計画の円滑なスタートを図りたいと考えております。

また、28年度の決算で基金繰入金や起債が多く伸びたというようなご質問でございますが、平成28年度の基金繰入金の決算額は2億8,485万4,000円で、前年度と比較し2億6,339万4,000円の増、町債の決算額は6億658万円で、前年度と比較し4億788万円の増となりました。

これは、公共施設維持管理のための基金繰入金が増加したほか、認定こども園建設事業及び防災行政無線デジタル化事業の平成28年度特有の臨時的事業の財源調達による結果でございます。

公共施設におきましては、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎えており、今後多額の更新費用が必要になると見込まれております。後期基本計画アクションプランの重点事業をご覧になってわかるとおり、公共施設やインフラの修繕事業が多く占めてございます。地方創生や産業振興、福祉、教育などの施策を進めることに加えまして、公共施設の老朽化問題にこの5年間で集中的に取り組んで、町政の基礎を維持していこうという考えでございます。

住民福祉向上のため予算を幅広い分野に配分いたしますが、申し上げましたとおり、公共施設関連には重点的に配分したいと考えております。

**○6番（貝塚嘉軼君）** 非常に意義のあるご答弁をいただいたというふうに感じておりますけれども、なかなか言うはやすしで行いがたしということがありますけれども、実際にやはり必要なのは財源でございます。

財源がなかなか伸びないということは、いろいろなことにやろうとしてもできないというのはつきまとうわけでございますけれども、どうか思い切った、やはりここぞというときには思い切って予算をそこに集中して、3年、5年先にはそれがプラスとなって反映するような事業が、この30年度予算の中で組まれていけばというふうに思いましたけれども、今の企画財政課長の答弁では、まだ国・県、あるいは総合的に予算が決まっていない、これからそれぞれの課

から出されたものに関して精査して、アクションプランに従って組み立てていくということなんでしょうけれども、町長もいろいろと公約されていますよね。

その中で、私たちがどうも見えない、何をやろうとしているのか。何を自分の任期中に完成させて、住みよい町づくりを、これにあるように、笑顔と夢が膨らむという町づくりに対して、私はこの30年度の予算については、非常に厳しいけれども町長の任期に対する計画、予定が示されて、これはぜひということがあるのかと。

そういう御宿町のリーダーとして、今、田邊企画財政課長が総体的に説明していただきましたけれども、町長の考えは同じような形で考えているのか、そうでなくて、やはり、ほかの自治体におくれをとっちゃいかん、何とか一本抜け出したことをしていかなきゃいけないというふうなお考えが、この30年度、来年度予算に示される、そういうのが必要かというふうには私は思うんですけれども、町長ご自身は、この30年度の予算についてどのような考えで、どういうふうに分が町民と約束したひとつひとつの公約を果たしていくのに、今年はこれをもって私の任期中に完成して、安心した町にして暮らしを楽にしてあげる、そういうお考えがあるのかどうか、ちょっと町長、お聞きしたいです。町長の考えを。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私も第3期目にあたって、多くの公約を上げさせていただいておりますが、そのひとつひとつの事業につきましては、町の総合戦略あるいはこのたびの総合計画の後期基本計画に整合性を保ちながら具現化しております。

そういう中で、課題がさまざまありますから、なかなか財源事情を考えた場合、厳しい面がありますけれども、その中でひとつひとつ選択しつつ、実施に移していきたいと思っております。

○6番（貝塚嘉軼君） ひとつひとつを実施して、よりよい町づくりに邁進するということがあろうかと思っておりますけれども、私、考えるにあたって、やはり今、本当に、先ほど那須町の視察報告をさせてもらいましたけれども、背丈の違いはあっても、やはり御宿はと言わせるような政策を持って町づくりをしてほしい。勇気を持って俺についてこいというような、強い熱い政策運営が欲しいというような感じがするんで、こうして来年度予算について、そういう心構えで立ち向かっていくのかということ、今お聞きしたわけでございますけれども、よくわかりました。

ぜひ、町長のお考えとして、町民に本当に豊かに安心して暮らせる町を提供して行ってほしい。それについて我々、私、議員も、協力をきちっとしていきたい、またやぶさかではないというような部分で、是が非でも議会と執行部との間で町民のために尽くしていきたいというふ

うに思っております。

続いて、2つ目の姉妹都市友好活動支援金等についてということで、ちょっと私も不勉強で今まで知らなかったんですけども、実は野沢温泉村から、商工会青年部の方たちが御宿町の商工会青年部の人たちと交流、情報交換というようなことで訪れた際にちょっと小耳にしたものですから、あれ、御宿町はそんな制度があったかなということで、今ここにお聞きするんですけども、御宿町は野沢温泉村、アカプルコ市、テカマチャルコ市と姉妹都市提携を結んでいます。今申したとおり、姉妹都市交流が住民に浸透していないんじゃないかというのは、それはもう野沢温泉村とは、これは毎年子どもたちが、中学生が行き来しています。つい何年前までは、一般町民の方も町長も一緒に参加されて交流もしております。

ですから、結構野沢温泉村とは姉妹都市をした意義が達成されていると思うんですけども、野沢温泉村の、先ほど言った青年部の話によると、5名以上の団体で御宿町を訪れる、あるいは野沢温泉村が姉妹都市提携を結んでいる町や市に対して、それらの地域に伺って勉強する、あるいは交流するということに、5名以上の団体でそういう御宿町を訪れたり事業を行ったりとした場合には、最高1人5,000円の支援金が出る友好交流事業補助金制度が平成28年度からスタートしています、ということなんですね。

早速、局長にお願いして情報をとっていただきましたところ、やっておりますと、相互の交流も深めるために支援をしておりますよ、補助金を出しておりますよというような情報が入りましたので、今こうして、御宿町も遠くのメキシコの姉妹都市提携を結んでいるアカプルコやテカマチャルコ市との交流も、これは頻繁に行うということはなかなか遠いし費用もかかるし、できるあれじゃないんですけども、野沢温泉村とはやはり近いですから、もっともってお互いの住民が交流をし合って、そして双方の村や町が発展していく、そういう中で、ぜひ御宿町もそういう交流を目的とした、事業を目的とした、情報を交換し合う、あるいは経済の交換し合うような、そういうような視察研修においては、ぜひ補助制度をつくってあげていただければというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

これについて、これは企画財政ですか、どこが担当するのか、ちょっと、そのようなお考えがあるかどうか、また、そういう制度、野沢温泉村にそういうあれができたというようなことをご存知でしたかどうか、お答え願えれば。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問の野沢温泉村友好交流事業補助金につきましては、この制度を活用いたしまして、平成28年度は2組、平成29年度に1組が御宿町を訪れているとのことでご



ざいます。

この野沢温泉村友好交流事業補助金は5名以上の団体、グループに対しまして、旅費等のうち5,000円を補助するもので、産業振興や文化などさまざまな分野での住民同士の交流促進が目的となっていると伺っております。

現在、御宿町におきましては、御宿町交流事業等補助金交付要綱によりまして、野沢委員会事業として野沢温泉村との交流事業に対して補助をしております。野沢委員会事業では、平成27年度には町民の方を初め34名で野沢温泉村を訪問いたしました。そのほか、御宿の産物を持っていきまして物産交流、また本年度はつるし雛のつるし飾りづくりの交流を行っております。

野沢温泉村との長年の交流により、住民の方同士の交流も定着しております。この友好的な交流をベースにしまして、経済交流や文化交流などより進化させていくために、今ご指摘の民間レベルでの交流事業補助金助成につきまして、検討はさせていただきたいと思っております。

**○6番（貝塚嘉軼君）**　そういう中で、今年の8月にテカマチャルコ市からのご招待がありまして、テカマチャルコ市の産業祭りみたいなところに、町長初め伺っておりますよね。そういう中で、これは今、野沢温泉村との協議会の中で諮られて決めたものじゃなくて、議会で費用等の予算を決定して伺ったと思うんですけども、もう一度お聞きしますけれども、私、姉妹都市としてテカマチャルコやアカプルコとの交流は、これは双方が行き来することに関しては何も言うことはないんですけども、ただ一つ、このメキシコの学生交流プログラム事業については、9月の議会でも町長にお尋ねしましたら、30年度も実行したいというお話でございました。いま一度、確かめますけれども、やはり30年度も、この学生交流プログラム事業については町が主となって実施するというお考えでございしますか。

もしそうであれば、私は30年度も県や国に、協力していただける民間に協力を求めながら、基本的には町が主体で行うことを町長は答弁されていますが、民間主体で行い、姉妹都市交流事業というものは、そういった民間の手で進めてもらうほうが私はいいのじゃないか。このまま町の一般財源を使って、本当に町長が当初思っていたような形が果たしていいのか。

私は、いろいろと本当に先行きのこと、将来のことをいろいろと考えた末、我々町議員が協議して、代表でご意見を述べていただいた大野議員の考えのとおり、やはり見直すべきであると。そして形態を、町主導じゃなくて、やはり民間やあるいはその他の方法でやるのであれば、続けていかれたほうが私はよろしいのかと。

しかし、これをこのまま町が主体となって二百数十万の予算を使ってやるべき意義がどこにあるのか。最初の町長の考えと今の町長の考え、時々、最近耳にしますと、おっしゃっている

人類愛の事業のために行う、そういうふうには何か考えが変わってきているんじゃないか。

当初は、日本とメキシコのかげ橋となる将来のリーダーの育成というようなことで、議会にも説明をされて、そして実施するにあたっては実行委員会方式でやるんだということで、1回目、国際交流協会の会長さんを初めとする、私も参加させてもらって実行委員会方式で実施しました。

そのときに、やはり資金面で非常に苦労して、そして町長にもお願いしたら、町からはお金は出せないというようなことで大変苦労して1回目が行われ、また2回目も、いろいろな制度を利用したり各団体に寄附をお願いしたりして何とかしましたけれども、議員さんも知ってのとおり、町長がいろいろとあれしたけれども、やはり町民の血税をそこに使うことはどうしても理解を得られないというようなことで、いろいろと四苦八苦して行いまして、それでも成功に終わって、第3回目から、一昨年ですね、町が事業主体になってやるということで、あのときはやはり継続することが日本とメキシコのかげ橋となる将来のリーダーの育成のためには必要なんだと、この事業をやめるわけにはいかないんだというようなことで、予算を通して実施されました。しかし、担当された職員たちを初め、大変な苦労をなさったというふうにお聞きしております。

そういう中で、昨年も、私はこの事業は見直すべきじゃないか、一旦踏みとどまって考え直したらどうでしょうかというお話もしたんですけども、町長は実施された。そして、今年の結果、本当に町の予算を投入して、その費用対効果、そういうものがあつたのかどうか検証してみたところ、全く費用対効果というものは、ないとは言いませんけれども、ほとんどゼロに近かったんじゃないか。というのは、1カ月の滞在期間中に、民間のボランティアによるホームステイが1週間ですか。そのほかは、千葉工業大学のセミナーハウスと、それから習志野の宿泊施設のほうへお世話になって実施されたということで、どうも町には何らメリットがないような気がしておるんでございます。

ですから、これをまた実施するということになるとうどんなんだろうということで、ただ単に、人類愛事業として400年前に我々の祖先がこういうことをしたということを経承していくんだと、広く伝えていかなきゃいけないんだということであるのであれば、私はあの絆記念日で充分その意は継がれていくんじゃないかなというふうに思っておるので、ぜひこれについて、もう一度踏みとどまって考え直す、そして組織的に、どうやったら町長のそういった目的が達成されていくのか。町民の皆さんからも、やはり、あぁいいことですね、やってくれてありがとうございますという声がかかる、そのような事業であるべきだというふうに思うので、

町長でしょうか。もう一度考え直してという部分はございますか。どうかそれについて。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 日本メキシコ学生交流プログラム事業についてのご質問でございますが、この事業につきましては、国際交流事業としまして典型的な一つの事業であると認識しております。

ご承知のように、本事業につきましては、メキシコ国全土から学生を募集しまして、選考された学生がおよそ1カ月間御宿町を中心に滞在して、日本語や日本文化を学び、親しむ事業であります。

この学生交流プログラム事業につきましては、事業の性質上、内容上、このような事業でありますので、メキシコ大使館の協力あるいはご支援は必須であります。なくてはならないと思います。以前にも申し上げましたが、大使館の意向は、町が主体として実施することを望んでいると理解しております。この事業の経緯の中で、大使館からそのようなご意見がありましたということは先に申し上げたとおりであります。

本事業に関する委員会の皆様方から報告をいただいておりますが、その際には、休止するのではなく国や県、団体等の支援協力をいただきながら、よりよい方向に可能な限り改善を図りつつ、この事業を進めていくというお答えをさせていただいております。

よろしく願いを申し上げます。

○6番（貝塚嘉軼君） おっしゃることはわかりますけれども、私は、先ほど述べたように、姉妹都市を結んでおるメキシコの地方との提携であって、メキシコ全土からというあれじゃないような気がするんですね。

それで、見直ししたらどうですかという私の考えは、やめなさいというんじゃないんですよ。メキシコ全土から募集をしてという、そういうことになると、大使館あるいはそういったメキシコのほうに対して、日本の出先機関を通してお願いするということになるかと思うんですけども、またそれがなければできないと。

そうじゃなくて、姉妹都市同士での交流ということであれば、それは大使館は別にかかわらなくても私はできると思いますし、そうなる、やはりそういうことであれば、また御宿からもテカマチャルコあるいはアカプルコとの交流事業に対して送る、育ててほしい、勉強してほしい、あるいはメキシコと御宿はそういう姉妹都市を結んでいるけれども、子どもたちは一体メキシコはどういう国なんだろう、どういうところなんだろう、全くわからない、だけれども行く機会があるというのであれば私行ってみたいといって、メキシコの、御宿と姉妹都市提携

を結んでいるそういった地域のいろんなものを、文化や経済や教育や何かを体験してみたいというような形もいいのじゃないかと。それがやはり姉妹都市提携を結んだ交流事業ということになるんじゃないかな。

ですから、メキシコ全土じゃなくて、やはりテカマチャルコにも市立大学があります。それで今既に現在、町長も8月に行かれて報告された中にも、日本語学校が設立されて、実際に今運営されている。そうやって姉妹都市を結んだテカマチャルコ市では積極的に御宿との、日本との交流を進めるために、少しでも相手国の言葉を身につけていこうというような姿勢が見えているわけですよ。

だけれども御宿町にしては、私はもうこの一般質問でも何年か前から、そうじゃなくて、課長や教育長に、簡単な朝の挨拶とかお昼の挨拶とかさようならの挨拶とか、そういうものをスペイン語で、1年生からあるいは保育園から単語を耳にさせていったらいいんじゃないか、そして御宿町にはスペイン語を教える、全体でそういうことで取り組んでいるというようなことがわかれば、やはり子を持つ親たちも、ぜひそういうところに上げたいというようなことで移住してくるんじゃないかとか、そんなことを話したことも多々あります。

そういう中で、いち早くもうテカマチャルコ市は、日本語学校教室を開いて、小さなお子さんから上は弁護士や企業家がそこに通って日本語を勉強している。私はぜひ、そういう中で、全土から集める学生じゃなくて、テカマチャルコあるいはアカプルコとの姉妹都市の中での事業としてやっていただけるんだったらよろしいのかと。

同時に、御宿町もスペイン語を教えるというようなことも必要かと。そのためにお金を使うのであれば、決して私は、町民が納めてくれたお金、無駄には使っていないというふうにするんでありますけれども、町長、どうなんですかね。そういう、御宿にも、そういったスペイン語を教えるあれを開こうというお考えがありますかどうか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、姉妹都市テカマチャルコにおきまして日本語学校を開設していただいたり、非常に機運が盛り上がってきております。

私の基本的な考えは、このプログラム事業を継続しながら、姉妹都市との関係性を求めていきたいと、基本的にはそのように考え、そういう中で、御宿の中でスペイン語をとということについては、この数カ月あるいは半年ぐらい前から私もそのように、何らかの形で講座を開いたり、あるいは職員の皆様方あるいは町民の皆様方がより一層スペイン語に親しむような仕組み

づくりをできたらと、今そういう一つの形が少しずつ芽生えてきている状況に、私は思っております。

確かにご指摘のとおり、やはりこれだけの交流をしているわけですから、少しでも片言でもスペイン語に親しんで、メキシコの方々が見えたときはそういうご挨拶等ができるように、そういう一つの機構といいますか、仕組みをつくっていきたいと思っています。

○議長（大地達夫君） 貝塚議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時51分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時07分）

---

○議長（大地達夫君） 貝塚嘉軼君の一般質問の残り時間は44分です。

貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） それでは、引き続き休憩前に続いてご質問させていただきます。

今、町長から、メキシコ学生交流プログラムについて、私のほうから再度見直す考えはございませんかということでお尋ねしましたところ、やはりメキシコ大使館もかかわっていることで、単独ではなかなかできる事業ではないという形で、改善を図りながら続けたいというお話でございました。

しかし、二度かかわった私とすれば、ここで、議会からも意見が出されているとおり、やはり見直すべきじゃないかと。やめろとは言いません。見直していただいて、先ほど私が申したとおり、姉妹都市とのつながりでお呼びして、そして御宿をよく知ってもらって帰ってもらうというようなこと。日本の文化、習慣、あるいは教育等を見ていただいて、帰って、その地域に活かしていただき、そして交流を末永く続けていくというような形が、それなら町民の皆さんもご納得していただけるんじゃないかというふうに考える一人でございますので、ぜひ勇気をもって、町長、もう一度しつこいようですけれども、見直しをして、やるというお考えございますか。もう一度お確かめします。どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この日本メキシコ学生プログラム事業につきまして、先ほども貝塚議員さんのお考えの中にもございましたけれども、姉妹都市のテカマチャルコ市の中で日本語学校等が開かれまして、徐々にいろんな機運といいますか、内容が私は高まってきていると思う

んです。御宿町も、少しずつスペイン語の機運を高めてという中で、現時点で、例えば全土から募集、今までの形態をやめまして姉妹都市というのは、まだそこまですぐには、両方とも、例えば子どもたちの交流にしても、そこまですぐにはできないと思います。

という中で、私の考えは先ほど申し上げましたけれども、できましたら今の事業を続けながら、テカマチャルコ市でやはり、第1回目にテカマチャルコ市の学生が1人入ったんですね、プログラム事業に。それ以降入っていない。それはやっぱり、ある意味では日本語の能力が多分にかかわっているんですね。そういう意味では、日本語学校が開設されたということは、今後テカマチャルコ市民あるいは学生、工科大学の学生、必ず入ってくる可能性が大きくなってきますから、その辺で徐々に関係性を深めていく、私はそのように考えていますので、お互いに、御宿町もテカマチャルコ市も、いろんな事業をこれから行っていきたくて思っているんですけれどもね。いろいろとお聞きいただきましたけれども、私はそのように思っております。

**○6番（貝塚嘉軼君）** 町長の考えは、どうしても続ける、続けることが将来のためにもなるようなお考えを持っているそうです。本当に、すぐ、じゃ姉妹都市提携したから交換しましょうと言ったって、そりゃ無理ですよ。

ですから、それはそれとして、はっきり申し上げて、町長は先ほど、前の答弁で、スペイン語の学習も考えておるようなことのお話でした。ですから、ぜひこれ、広報か何かで、教室を持って教える人いますかというようなことで、その方には町から助成しますよ、授業をしてくださいというようなことを出したらどうでしょうかね。

そうすると、私が言っているように学校でやらなくたってそれはいいんですよ。小学校だって教室は余っていますから。この教室を使って週に1回でも2回でも、どうぞやってくださいよというようなことを手がけたら、必ず、スペイン語を教わりたい、また教えたい、実際に外語大の先生が、声をかけていただければいつでも行ってあげますよというようなことをおっしゃっていますよ。ですからそういうことで、こういう形で助成しますよ、支援しますよと、町が多少の支援をしてあげれば、後押しをしてあげれば、あるいはそういう環境を提供してあげれば、名乗りを上げる人はたくさんおると思いますよ。毎日じゃないわけですから。

ですから、そういう形の中で、基本的に御宿町をこれからどうするんだといったときに、私は先ほども言いましたけれども、町長も、公約していろいろやってきています、ひとつひとつ確実に約束を果たしていますよという話、今お聞きしましたけれどもね。だけれども私が先ほど申したとおり、それをこつこつとやることも大事でしょうけれども、この時代に、何とかやはり御宿はすごいなと周りから言わせるためには、町長の思い切った勇気と決断が必要だと思

うんですよ。

先般的那須町にも、町長も駆けつけていただいて、参加していただいて、いろいろとお話して、町内は通っただけですけども地域も見たというようなことで、御宿は小さな町けれどもすごいと言わせるような形を、ぜひ私はしてほしい。それはもう30年、一つの節目として、再来年には天皇陛下も退いて皇太子が天皇につくというようなものもありますので、ですから、御宿はすごいと言わせるような、人が集まってくるような政策を打ち出してほしい。

そのために私、来年度予算についてということで聞いておりまして、総合的には企画財政課長が申しあげましたけれども、やっぱり私が信条としている、唱えている、やはり町がにぎわって初めて財源が増えていく、住民が潤っていくという考え、これは何十年と変わらないで来ています。ですから、ぜひ来年度予算で、思い切って人の集まることをしていただくために、産業観光課長、来年の、課長が事業として企画財政課長に予算要求をする、そういうものの事業計画、考え、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 企画財政課長のほうからも、来年度の予算編成につきましては総体的なお話があったと思います。当課も今、次年度の予算の要求に向けて内部でさまざまな協議をしているところです。

議員おっしゃるとおり、にぎわいがあって初めて観光という部分は私も一緒の考えでございますので、できるだけ人が集まるような事業を率先してやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（貝塚嘉軼君） 具体的には発表されませんでしたけれども、続いて、私は福祉も大事です。教育も大事です。全て大事なんですけれども、教育課長にちょっとお聞きします。私から要望いたしたいと思っております。

それというのは、先般、私、食品衛生関係で手洗いマスターというマスターを取得しまして、まずその手洗いマスターを取った、それについて地域にそれを施しなさいという形の中で、小学生に手洗いの方法を授業しました。そうしたら子どもたちが大変喜んで、一生懸命にやってくれました。

だけれども、そのときに必要な手洗いの洗剤とか、あるいは手洗いをした後の手拭き、これらは皆さん、子どもたちが持っているタオルやハンカチで拭くんですけども、それはやはり湿気を持ったりして環境によってはばい菌を増やすもことになる。ですからペーパータオルを手洗いのところに用意して、それで拭いて、きれいな手を維持するというような形で、そのペー

パーもない。そして終わった後、拭いた後に、より一層効果を上げるためにアルコール消毒をちょこっとするというので、アルコールも置いていない。

これは、手洗いは何でするかという、やっぱり食中毒、各細菌から、いろんな手についているばい菌を取り除いて、そしてきれいな環境で食事をしたりなんかするわけです。そういう中で教えましたところ、ぜひ来年、予算請求をして備えつけをしてやってほしいと思う。保育園から、それから小学校から中学校まで、私、幾らでもないと思いますよ、1年間買っても、使ってもね。はっきり言って、無駄な金を使うんだったらそういうところに使ってほしいというふうに思いますけれどもどうですか。予算請求されますか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 先日、小学校において手洗い教室を開催していただいたということで、大変子どもたち、泡の抜けていくこととか、なかなか洗っても手からばい菌が落ちないということを実際目で見てわかったということで、大変いい機会をいただいてありがとうございました。

今ご質問のペーパータオル等の問題ですが、まず消毒用アルコールと液体石けんにつきましては、多分、四、五年前だったと思うんですが、協賛をいただきまして、ボトルを多く寄贈いただきましたので、各学校、各教室には備えつけをさせていただいております。そちらの中身につきましては、毎年予算要求をさせていただいて、学校でも購入をして実際に使っているはずですが、議員さんが行かれたときになかったということですので、再度学校には確認したいと思いますが、各学校、各クラスに配置はしております。

ペーパータオル、今、議員さんのお話ですと、それが非常に湿気等の問題から一番いいということのを伺って、その辺もちろんそれが一番いいのかと思うんですが、子どもたち、休み時間ごとに外に出て手洗いをいたします。毎日かなりの手洗いをいたしますので、全学校の全部分のペーパータオル、多分かなり高額になるのではないかなと、まだ学校から予算が上がってきておりませんので確認をしたいと思いますが、予算的なものも踏まえまして、もちろん感染症予防ということで考えるとそれを全て準備するのが一番いいかと思いますが、そういった量的なものも踏まえて、検討していきたいと思っております。

○6番（貝塚嘉軼君） ぜひ前向きに、とにかく集団で発生しちゃいますからね。ですから、これはもう一番、幼い子の体を病むようなことを、環境がそうさせたということになるとこれはかわいそうですよ。ですから、環境は常に完璧にしてあげて、元気なお子さんが毎日学校へ通えるような環境というのは大事だというふうに思いますので、ぜひね。



私、あのペーパータオル、1箱買っても百十何円だと思うんですよ。それをやっぱり1週間に1箱ぐらい使ったとしても幾らでもないと思うので、ほかに無駄遣いいっぱいしているから、その分必要なものにとにかくかけてもらうということをお願いしたいなと思います。

続いてお聞きします。

建設環境課長、水道事業、一生懸命やっていただいて、やはり食の安全な源というのは水です。ですから、きれいな水、おいしい水、水道水でつくった水も飲ませてもらいました。大変いいなというふうに思っておりますけれども、やはり夏になると赤水が出たり、やはり消毒液を多くするので多少飲みづらいというような話も聞きますけれども、来年度について、その辺の改善とかあるいは来年度予算、建設環境課として、岩和田の住宅地も来年度でもうあれしますよね。その後の跡地利用計画についてのいろんな会議とか、またそういうものを設けて予算組んでこういうふうにしていきますよと、そういうような、環境について何か新しい考え、予算をこういうふうに請求する、予算をしたい、仕事をしたいということがあつたら、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず建設環境課の、今ご質問いただきました土木関係のほうからお答えをさせていただきます。

土木関係につきましては、道路は、おおむね新たな道路の新設事業というものは、ほぼ道路網としては整備が終わっているという解釈でございます。

1点、後期基本計画のほうにも掲載をさせていただいておりますが、町なかのほうに大型バスが入る際にどうしても今支障がございますので、以前、議会のほうでもご質問いただいております須賀部田通り、路線番号で申し上げますと町道0108号線の改良につきまして、新設ではないんですが、若干の線形を見直した中で、後期基本計画のほうに計上をさせていただきました。

この後の、具体的に申し上げますと平成31年度ごろから検討に入りたいなというふうに考えております。

実際に、今ご質問にございます平成30年度の新しい取り組み事業でございますが、冒頭申し上げましたように、新たな道路の構築というものは、新しいものはございませんで、各区から要望等をいただきながら、生活関連道の維持補修また排水整備等不具合箇所がございますので、一気に全部できない関係から、各地区まず優先的に1、2カ所ずつを順次、引き続き補修をしまいたいと考えております。

また岩和田団地の跡地でございますが、以前から産業建設委員会、また貝塚議員さんも地元区ということでいろいろご助言をいただいております。来年度はまだ入居者がいらっしゃいますので、引き続き移転のほうを進めながら、移転経費については、来年度は最終年に近づいてまいりますので多少多めの予算を、できれば、財源の都合がつけば要望させていただきたいというふうに考えております。

跡地の利用につきましては、公営住宅としての利用は、産業建設委員会でもご相談したように新しい公営住宅の建設は予定はしておりません。そうしたことから、底地が御宿岩和田漁協の持ち物になっておりますので、何らかの公共的な利活用について、引き続き漁協のほうにも利用についての協力の申し入れをしてございます。組合サイドとしては、町のほうの利用があればということでの前向きなお返事をいただいておりますので、今後どうした形での利用がいいのか、総合的な分野から、また内部的にも検討して、議会のほうにもまた意見の調整、ご提言等をいただきながら、最終的にどんな形で利用していくのか。また解体については、一応予定といたしまして後期基本計画には載せてございますが、後背地の方のご意見等もありまして、ある意味、風が強く吹いた際の砂よけの機能とかもございまして、跡地の利用の方向性を決めた後に解体の手続に入ってまいりたいというふうに考えております。

また水道事業につきましては、いろいろ今お褒めいただきましてありがとうございます。どうしても夏になりますと、ダムの水が充分にあるときにはいいんですけども、渇水が続きましてダムの貯水率が60%程度になりますと、どうしてもダムの底のほうの泥のにおいが強くなってきて、薬品を多く入れないといけないというような状態が続いております。

浄水場との連絡を密にしまして、可能な限り薬品等の使用を抑えて、また塩素とかは充分、やっぱり殺菌の関係で入れないといけませんので、塩素で充分殺菌をした後、皆さんの家庭に届く際にはその塩素が飛んで余り邪魔にならないような、ぎりぎりの線を十分に分析しながら、できる限り飲みやすい水の提供に努めてまいりたいと考えております。

赤水対策につきましては、計画どおり実施しておりますが、どうしても海岸部については毎年のように実施をしております。このところ少し継続的な効果もありまして、赤水についての被害といいますか、クレームの件数は大分減っているように感じております。引き続き、細かく対応しながら、次年度予算のほうにも反映をさせてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（貝塚嘉軼君） よろしくお願ひしますよ。

水は、本当に大事な、人間にとって生活において欠かすことのできないものでありますので、

ぜひ安全な水を供給していただきたいと思います。

最後に、保健福祉課長にちょっとお聞きします。

継続事業、御宿版C C R C事業は、継続的に30年度も協議されていく、また一部事業化して実施していくというような段階に入ることもあろうと思います。そういう中で、先ほど報告したとおり、いろいろまだまだ御宿として検討していかなきゃいけないという部分があるかと思いますが、来年度についてどのような方針、施策でいくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） C C R Cにつきましては、今現在は地域再生計画の素案を推進協議会でご承認いただきまして、先立って国のほうへ、事前相談の事前相談という形で行ってまいりました。

まだ具体的に国のほうが地域再生計画の申請の時期をまだ発表していないんですが、例年ですと1月に申請を受け付けて、認定いただける場合は3月に認定いただけるということになっています。

このように順調にいきましたら、来年度また推進協議会の皆さんに、2つに分けたワーキンググループ等でまた詳細についてご検討いただきまして、地域推進交付金等がありますので、より具体的に来年度進めていきたいと思っております。

○6番（貝塚嘉軼君） いろいろとお聞きしました。

最後に、先ほどもいろいろ申し上げましたけれども、本当の意味で継続するために、やっぱり何が必要なのか、あるいはどうしたらいいのかということは、みんな思っていることだと思います。ですから、ぜひ町長を中心として、各課それぞれが考えて予算を出す、全部聞いたらとてもじゃないけれども予定している三十何億かの予算じゃできないよということで、いろいろと企画財政課長から削られていっちゃうと思いますけれども、とにかく、そういうわけでもやりたいものがない、だけれども、これは必要なの、必要じゃないんじゃないのという部分というのが我々議員の目についたときには、やはり苦言を言ったり改善を望んだりとかいう形で、来年度の予算については、本当に町民のために、これなら一歩前に進んだ予算ですねというように町民からも喜んでもらえるような、ぜひそういう予算立てをしていただいて、御宿町のよりよい発展のために知恵を絞って、とにかく無駄をなくして、意義のある事業をやりたいいただきたいというふうに思う一人でございますので、これをもってちょうど15分ほど時間がありますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

ぜひ、来年度、力のある予算を組んでいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、6番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了いたします。

これで、13時、午後1時まで休憩いたします。

午後は1時から開始です。

(午前 11時35分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、伊藤博明議員が離席しております。

ただいまの出席議員は11名です。

(午後 1時02分)

---

#### ◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（大地達夫君） 続きまして、8番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

(8番 土井茂夫君 登壇)

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。議長の許しを得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、妨害排除等請求事件ということで、私は今年の6月議会で第1回目を、この問題につきまして質問しました。それで、そのときの回答が、基本的には現在、裁判中なのでお答えできませんと、そういう内容だったわけです。

この12月に入りまして、いよいよ第1審の究極の場面に差しかかりました。といたしますのは、この26日に町としての和解条件を裁判所に提出するという事をお聞きしています。私はこの第4回定例会に、この議案が出ると思ひまして待ち構えていました。ところが、今回この議案を見ますと出ておりません。ということは、この後に臨時議会があるものかなと、そのように推測しております。この忙しい中、この議員を皆さん集めて、また26日に裁判所に持っていくという過激なスケジュールであるということを、まず皆さんにご報告したいと思ひます。これが間違いであれば、後ほど回答してもらいたいと思ひます。

それでは、私はこの12月までに思つたことを問いただしていきたくと思ひています。

私は、この原告とは友人の一人です。実直な方で、本当に分け隔てなく、そしてうそをつかない、そういう真面目な方です。その方を私は信頼しているし、やはりこの町民の一人が町を

訴えていく、こういうことに至ったことにつきましては、私は彼からずっと聞いていますので、充分わかっているつもりで、私は質問に立っております。

彼の本当に涙ぐましい町との交渉の中で、彼が言っていることは、30年以上にわたって御宿町に、本件土地にある排水管の撤去を求めてきましたが、町がこれを無視してきました。こういうことを裁判所にも陳述書で述べております。まだ、いろいろあるんですけども、この思いというのは、やはり本当にこの方に、正面向かって話していけばわかったはずなのに、でも30年来、そしてなかなか、このことを解決しようとしません。その執行部に対して、私はある面では怒りを持っております。私はこの名誉回復と執行部のこれからの、本当にこういうことがあってはならない戒めとして、私は質問したいと思います。

まず、目的は話しましたので、まず質問書の中に逐次細かく書きました。

2ページの絵を見てもらいたいと思います。これは概略の絵です。企画財政課が書いたやつを少し直したものです。またもう一つは、最後に6ページに、排水施設に関する同意書というものがございます。

前後していろいろあれなんですけれども、これが彼がようやく平成19年6月1日にいろいろと案を持ってきて、そして、町は支障を来すときには、町では廃止、撤去を行うものとするということで、ようやくこれに同意した次第です。この思いというのは何回もあったらしくて、この文書に至るまで、これが裁判所においては結構キーになるということを言われています。

私は順序、何問か提出しましたがけれども、まず、この内容、平成19年6月1日の同意書、町はこの同意書の思いはどう思っているのか。これを町長、直接お聞きしたいんですけども、どう思っているんでしょうか、これ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように、今、この件につきましては、裁判の中で行っております。そういうことで、この今のご指摘いただきました資料の内容につきましては、かなり理解とか、解釈といいたいでしょうか、それが一つのポイントになっているということは伺っております。なかなかそれ以上のことは申し上げることはちょっとできないと思います。

○8番（土井茂夫君） 先ほど私が話したように、26日に裁判所に持っていくということで、臨時議会ってあるんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 12月26日の裁判所は町のほうとしての最終的な同意案を持っていくというような理解をしておりません。当然、和解案でございますので、議会の議決が必

要でございますので、和解案も提示する段階におきましては、あらかじめ議会の皆様にご承認をいただいた上で裁判所のほうへ持ち込んでいきたいと思っております。

○8番（土井茂夫君） それでは私の解釈ですけれども、それだと25日までに臨時議会を開くのか開かないのか、それはどっちなんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） まだその段階ではございません。

○8番（土井茂夫君） ああそうですか。

私はそのようないろいろな原告側の弁護士にも聞きまして、そういう可能性があるよということをお聞きしていました。ということは、1月以降に臨時議会を開くということで、そういう理解でよろしいですね。そうなんですね。

それで、私はこの二度とあってはならない、こういう事件につきまして、やはり町民の人たちが、ある一人がこういう裁判を起こしたということで、私もいろんな方に相談しました。私が説明するから、多分私に同意しているんだと思いますけれども、でも、これって、本当に何というか、町民をばかにしているような内容だと思います。

まず最初から、先ほど直接文書のことを言いました。

まず1番目として、町民の一人から町を被告人として訴えられていることについて、町はどのような思いでいるのか、率直に町長答えてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびの件につきまして、裁判となり、町が被告人となった件につきましては、真摯に受けとめております。私も早期に解決を図るべく善処していきたいと考えております。

以上です。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

それで、私がこの6月議会に、一般質問でしたわけですけれども、この6月から12月、11月1日ですか。私は1度公判を傍聴に行きました。たった1回だけ公判が行われまして、あとは全部マル秘の公判前裁判手続でした。そういうことなんだよという形で、一宮支部の職員というか裁判に立ち会っている方がそのように言っていました。

そこで、この6月から12月まで、やはり公金を使っていますから、どういう審議内容だったのか。その辺を時系列を持って説明してもらえないでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 裁判所での経過ということでございますが、6月3日、7月29日、9月30日、11月18日、平成29年1月10日、3月10日、4月21日、6月13日、8月22日、9月29日、11月1日と、これまで11回の弁論準備手続が行われております。

○8番（土井茂夫君） 内容はお答えできないということなんです。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 内容につきましては、弁論準備手続でございますので、争点の洗い出し、争点を明確にするために事実関係を裁判官にお伝えしている状況でございます。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

私も先月、11月1日に地裁の一宮支部に傍聴に行こうとしましたら、いや、これはまた公判から戻って、公判準備期間というようなことで、傍聴はできないということで、原告からその内容を伺っております。

その内容によりますと、私が実は前の6月に説明したとおり、何とかこの裁判を回避したいために、町長と企画財政課長に、町長に話しに行き、企画財政課長が来て、話しました。私は原告がこの管は撤去してくれということを行いましたけれども、いや、ちょっと考えてくださいよと。この撤去にあたりますと、建物を壊したりして、それでまた管を撤去したら迂回しなきゃいけない。その費用はかなりの費用だと私は思いますよと。

ですから、原告に私、今では原告なんですけれども、私が裁判を回避するための交渉をしたときには、原告に話したんですけれども、やはりこれだけ費用かかるとなると、なかなか財政も厳しいし、これだけの費用をかけるのは何とか思いとどめてほしいと、私は言いました、その土地を売ってもらって、それでさらに町の財産にってもらって、それで、裏山と——裏山の99の1番という土地です、この土地と交換すると、等価交換です。決してあるときの、この中の経緯を見ますと、浜のすぐく一等地と交換してくれとか、そういう話ではないんです。

それは結局、これは天の守開発によって、町が売って、その開発業者が達成できなくなって、それでまた町に戻った土地なんです。そして、その天の守開発は、今度どういように開発するかというような町のビジョンがないんです。崖地です。それでも交換が嫌だということで、私はまるっきり話にならないなと。現に原告は木が伸びて困って、町に借りているんですよ、その土地が。それにもかかわらず、だめと言うんです。

よくよく聞きましたら、いろいろ調べてみたら、今現在、不動産登記法で、99の1も私調べましたら、7,000平米ほどあります。確かに広大な土地です。ところが、不動産登記法はうまくできたもので、大体そういう公有地というのは、国とか県とか町が広大な土地を持っている

のがほとんどなんです。やはり官に味方しているんですね、不動産登記法ね。広大な土地のやむを得ない場合は、全部の境界立ち会いをしなくてもいいよということを不動産登記法準則の72条にうたってあるわけなんです。いわゆる譲るべき土地の境界だけを立ち会いすれば、そうすれば、分筆登記はできて交換ができるんですよ。

私は甚だ、申しわけないと言っては言葉は悪いけれども、勉強不足だなと。そういうことは専門家に相談すればすぐわかることなんです。それが根底に、交換が嫌だと。交換理由の一つだったそうです。いわゆる測量の境界立ち会いから登記費用、測量費がかかるから、とても対応できないと。原告の土地はかなり面積的に少ない土地です。そういうすごく幼い考えと言っては申しわけない、そういうことを言っちゃあれかもしれないですけども、専門筋に相談すれば解決するようなことを暗に交換できないと、そんな発言をしているんですよ。私ね、それ原告から聞いたときに、何言っているんだいと思って悲しい思いでしたよ。

そういうやはり、これからも委員会でもいろいろ話しているんですけども、やはり専門家に相談する。そういう姿勢が私の町は申しわけないけれども、欠けているんじゃないかなと思うんです。それが誤解の一端です。一端というか、幼稚な、私は言葉が悪いですけども、幼稚な考え方です。誰にも相談しないで、自分の職員だけで考えて物事を済ませようと思ったら、そういう時代じゃないんですよ。私は余りにそういうことをずけずけと言うのかもしれないけれども、私は原告に成りかわって言っていますからね。そういう意味でよく考えてもらいたい。

私はこの和解が、この1月か何かその議会でやるかもしれないけれども、これが和解に至らないときは、多分原告は上告するでしょう。この文書の解釈なんかというのは、高裁で判断されたときには逆転の可能性が充分ありますからね。そのときに泣き目を見ないように、よく検討してください。

これは私もそういう経験に遭ったことがあります。逆転判決が出ました。ですから、ここで地裁で勝てるなんて思ったら大間違いですからね。

それで私はこれね、こんな事件が司法の判断で回避できる方法はなかったのかなと。こう私は思うわけですよ。町は金は幾らでも持っているんですよ。裁判費用だつて何だつて持っているんですよ。個人はなかなかの金だと思えますよ。それで、やはり正義を守るために町と闘うんですよ。その思いをよく思ってくださいよ。逆の立場になってくださいよ。こっちは金がいっぱいあるから、どうでも向かってこいという、そんな感じでは、この世の中はもう通せませんよ。



町長、この高裁で仮に負けたら、これは負けだということまでは私は確定できませんけれども、一か八かですよ。そのときに、やはり町民を大事にする町長がそれでいいんですか。

それで、私は何を言いたいかという、次の問題で、この裁判をなぜ回避できなかったか。町長どう思いますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件について、土井議員さんとも何度かお話をさせていただいて、また、原告の方とも数回でしょうかね、お話をさせていただきましたが、私自身が感覚した、感じたことにつきましては、私のやはり原点は公平性とか、町民の利益というところが原点となっております。そういうところにやはり、例えば原告の方ともなかなか接点を持つことができなかつた、そういうことでございます。

○8番（土井茂夫君） 実はその件につきましては、記録簿もあります。実は町長は原告とさしで会ったことはありますか。やはりコンタクトをとって、町長なんだから、こういう思いがあるんだとか、それで、どうか理解してもらえないでしょうかとか、そういうさしで話したことはあるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件につきましては担当課長を初め、その時々例えば現場で立ち会うとか、いろんな報告は受けております。私は原告の方の事務所の周辺ですかね、私も現地に何度か行っておりますので、2度ほど立ち話ですけれども、このことについてお話をしたと記憶しております。

○8番（土井茂夫君） 私はこういう大事なことを、コンタクトをとって、そして、時間を割いて、自分の心の思うままを全部話して、それでどうなんだということを町長しましたか。私は原告に聞いている限りでは、そういう場面は一度もなかったと。そういうやはり訴える方々というのは、その思いだと思うんですよ。町の立場の思い、そして原告だって聞かないわけじゃないんですよ。よく聞く方ですよ。そういうことが、班長とか課長が何回か行っています。町長とは一度もお会いしていません。

この大事なことを町長、自らが行って話してもらわないとこんな事件になっちゃうんですよ。どんなにつらくても、どんなに相手が嫌でも、会って話せば結構わかるものなんですよ、これは。そういうことが結局、交渉はしたけれども、班長クラスなんか課長でも、最終判断は町、町長なんですよ。その課長に、ここまで俺の思いを伝えてくれというようなことを話して、課長が行く分には決めてきちゃいますよ。そういうことがないんで、その方とさしで話しても無

駄なんですよ、時間の無駄なんですよ。

そんなやはりここに至るつらさがこの原告にはあるんですよ。

やはり町民が大事だったら、困っていたら、じかに話して、じかに解決するような立場が町長の立場なんです。ほかの課長が文句を言おうが何しようが、町長に選ばれた限りは、そういうことが町長に求められているんですよ。

辛口で言っていますけれども、私は真から言っていますので、決して偽りが無い話で話しています。

そんな話ばかりではなくて、この件はいろいろこの中から見えてきたものもございます。

まず、私はこの清水川を浄化して、観光資源をもっと豊富な自然豊かな御宿町に戻す。そこではここは裾無川の源流なんです。それで、天の守からの排水管、これが今も問題点になっているんですけども、その管が防潮堤というところからわんわん出して垂れ流しなんです。

これは殿岡課長がこの前どこかの議会で発言していましたが、瀧口義雄議員が聞いたときの発言をちょっと見ましたら、生活雑排水を流していると。まさにそうでしょう。そのころ、昭和46年ごろは生活雑排水はありますから、それはいたし方ないです。ただ私が言いたいのは、管がつないでいないで、全部垂れ流しなんです。それが清水川に流れてきているんですよ。

私もミヤコタナゴの会員の方に、土井さん、このところは昔は、黒いふかふかした、雨の後にはなかったんだけど、雨の後歩いていくと、黒いものがぼんぼん上へ浮くそうなんです。私も雨のとき行きました。まさしくそうなんです。

ということは、町は民間と違います。この家庭雑排水を垂れ流すようなことをまずもってしない、見本を見せなければいけないわけですよ。それを垂れ流しです。この清水川を幾らきれいにして、きれいになるはずがないですよ。それを私は、このミヤコタナゴの会員から聞きまして、一緒に歩いて、ああ、こういうことだったのかなと、そのように思いました。

さらに、私もいつも道路につきましては開発要綱がある。確かに開発要綱があるけれども、これは再三言っていますけれども、町が管理しない開発要綱なんです。いいですか、そこで、この開発会社は倒産寸前です、もう倒産なんです、実質上。で、この道路を見たときに、ここにも私道があるなど、ああまだこういうのいろいろあるんだなど、そのように私は思いまして、結局会社が倒産しちゃえば、そこを誰が管理するんですか。個人個人でしょう、この今のやり方は。でも殿岡課長は前進的に、はっきりとこれを解消したいと頑張ってきました。

今着々と久保と岩和田も、また今日出る高橋さんが、上布施のほうも、そういう話が出るということを聞いています。こういうものを着々とやっていかない限り、不満だらけですよ、町民の一人一人が。これに携わっている人が不満だらけですよ。こんなことであっていいとは思わなく、私はここの町道指定を早く町管理にして、町民が安心して暮らせる町を目指してしてもらいたいんですよ。これはたまたま、ここのことでうろろうろ歩いているときに、ああ、ここのどうなのかと思ったときに、あっ、ここもそうなんだなということで、あえて言わせていただきました。

そのほかに、ここで私は公有地で町民等、法人も町民等という形で私は呼ばせてもらいますが、不法占拠されている土地がありますかということですよ。これは今ここで、今裁判と切り離していますから、答えていただけますか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 町有地で不法占拠されている土地はございません。

○8番（土井茂夫君） そうですか。

あなたね、現場行ったことないですね、ここの現場に。18番1にマンホールがあると言われているんですよ。マンホール探せど探せどないんですよ。

ここの2ページの、ここの赤字の管が、事務所のところで赤になって、これが結局町の不法占拠ですよ。ここの土地が、この方に同意をもらってつくったわけではないんですよ。このままの、この町道を渡った、ますがもう1個あるそうなんです。このますが何番地か知っていますか。18番1なんですよ。18番1って、町有地なんです。それが不法占拠されていないの。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 過去の経緯の中で、土地の位置や面積などで見解の異なるところはございますが、不法占拠という認識はございません。

○8番（土井茂夫君） それでは、町登記所に測量図が出ています。町がこの土地を売ったんです。18の2を売ったんです。1は町の制水ますをつくるから、そこは売れなかったんです、町の土地として残したんです。それで、これが、ますが見つからないんですよ。そう言うとおんたは、企画財政課長、現場を見ているのかと言いたいんです。このマンホールがあるかないかを。

そういうことで、この議会であなたがそういう発言をしたということは私は偽証罪ですよ、あなた、そういうことを話すということは。現場も見ないで、ないと言ったんですからね。現場をよく見て、あるかないかをはっきりと示してください。私はあると思っていますよ。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） そちらの土地につきましては、私も見に行つて、ますのないことは確認しております。

ただ議員さんのおっしゃるのは、不法占有をしているのかというようなことでございますので、見解が異なっておりますので、解決に向けて今解決をしているところでございますと申させていただきますところでございます。

○8番（土井茂夫君） 待つて、ちょっとそれだと、不法占拠しているんじゃないということではないんですね。あなたの見解は不法占拠をしていないということなんですね。そうなんですね。見解が違うというんですね、私と。そういうことらしいですよ。

私は今後、写真撮つて、そして、これが不法占拠じゃないんで、何が不法占拠と言うのか皆さんに示しますよ、だったら。18番の土地が全部使われちゃっているんですよ。マンホールがあるということを、この裁判では言っているんですよ。その裁判で言っていますので、私はどこにあるのか。

というのは、前も言ったとおり、ここのルート図は私は公文書公開で求めました。実際に入っていない箇所がここに残っているんですよ。ここに、ルート図が、このルート図が。変更されているんですよ、ルートが。だから町がずっと管が入っていない、入っていないと言った根拠なんですよ。ルートを変更したという、この乙何号証で出ているんですよ。こういう賃料払いますと書いてあるんですよ。あなたのほうの乙何号証って証拠書類ですよ。それなのにこの図面が当初でつくろうとしたんです。変更で図面がつくっていないから、職員は入っていない、入っていないと言っているんですよ。ところが、ルートを変更して入っていたんです。それで、その裁判の過程で、ますが次の18番の土地にあるということを、町が言っているんです。なのに、それも不法占拠ではないなんて、全然理不尽なことを言っているんですよ、事実と反していることを。

これは議事録に残りますんで、言ったことは残りますんで、あえて私はここでそういうことを問うている話ではないですから、次にいきたいと思ひます。

それで、この絵が、もう一度この絵図説明します。この赤の事務所の部分が、これが不法占拠している、町が不法占拠している図面です。ところがこの黄色で、ここの管は撤去しません。コンクリートを詰めて撤去しないで、この黄色の線でもとのルートにまた戻して施工しますと言っているんですよ。

この原告の立場に立ってくださいよ。何勝手に入れておいて、それでそうなのかと。金がか

かるから、それは撤去しません。そういう問題じゃないんじゃないですか。

だから私もここで書いたんですけれども、本当に、ここに入っていないということを証明するんだったら証明してもらいたいなと思っているんですよ。誰の承諾もらったなら承諾もらったということを示してもらいたいんです。承諾ももらわない、何もしない。それで入っていない、入っていないってさんざんばら言って、それで今度は撤去しません、撤去しません。費用がかかるから撤去しません。こんなことを誰が認めますか。

でも私は先ほどまた戻りますけれども、でもさあ、町のためにひとつちょっと一肌脱いでよと。この土地を町に譲ってもらえば、その管はまだ使っているんですから、ひとつそういう方向で考えてくれないかと。わかったよ、そうでもいいよということで、原告は町のためならと思って、後に入れた土地を譲ってもいいよと。ただし裏山と交換だよということをおっしゃっています。

それで、私はこの1月か何か、またこの問題が臨時議会であると思いますけれども、私もこれは大いに発言して、そのままで本当にいいのかなと思ひまして発言しますので、1月にそういう議案が出たら、私は原告の気持ちをまた再度お話しします。

これはこのぐらいにしまして、いかに町がこの……ごめんなさい、それと、殿岡課長に1つだけ聞きたい。

私はこれ公文書公開でもらいました。この問題、ここを外した事務所に入っている赤の管が支障が出たら撤去してくださいというような解釈だとすると、そこが何もなければいいのねというような理解になっちゃうわけなんですけれども、私、TVカメラであえて撮って、この調査は、この絵の中の事務所の管が何もなかったというような報告なんですか。それとも、まだ下流も調べた結果、何でもないよということなんですか。ちょっとそれだけお願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） テレビカメラ調査の範囲につきましては、土井議員さんが今おっしゃられましたとおり、下流域については調査をしてございません。集水ますから事務所下のところの管だけになります。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

実はこのことは御宿台もこういう問題があったんです。下水道のトイレがどういうわけか、大便とか何か全部ある家はあふれてきちゃうそうなんです。そんなばかがあるのかなと思ひまして、西武といろいろ話しました。

そうしましたら、下流の下水管が機械でざっくりやっちゃいまして、ざっくりやって壊れち

やって、その直しを強度の少ないモルタルか、あるいはコンクリートで繕っていたんですね。つまりそこが陥没しまして、西武はここを清掃しますと、その上流側のトイレは一時的には直るそうなんです。ところが、何カ月もしないうちに、またトイレからあふれちゃう、そういうことがありました。

私もそのときは土木委員だったものですから、もう一人の土木委員とこんなはずないよねということで、こんなはずなんかあるはずない、何らかの原因があるんだということで、テレビカメラで全部調べてもらいました。そうしたら、ざっくりやって、つまりきれいになったときはツーカーに流れますけれども、何カ月かたつと、上からの土砂で管が埋まっちゃうんですよ。上流側の汚水ますはすごく臭かったです。こんなことってあるのかなと思いましたが、実際にあったんです。それを全て西武が負担すると。最初は自治会と半分ずつにしようという話だったんですけども、この現場を見て、それ見たら、全てこちらで払いますということで、その方は何も言わずに、そういうことで直ったことについて感謝感謝で、それは訴えがなかったです。

そういうことがありますので、やはりその場所の管がずれているというようなことで、それはそこが沈下した。それが一つの原因です。それは開発業者がこの青の部分の管がずれちゃって、それでそこから水がみんな漏れちゃいまして、それで、その集水ますの周りが陥没していったんですね。

それが実は事務所の中に、クラックが入っているんですよ。ビー玉でもいいですよ、ゴルフボールでもいいよと、だあっと流れていくんですよ、ここで原因が起きたんです。ところが、裁判所はその沈下の原因は何ですかと。大体これをはかるなんて愚の骨頂なことを言っているんですよ。最初にこのますの高さが完成検査で幾つの高さということを示してあれば、このますがどのぐらい沈下したかわかるんですよ。ところが今になってみて、この原因がわからないと。原因者、いわゆる原告がこれを証明しなければいけない。そんな高さも管理もしていない者に、そんなことができるわけないんですよ。

私は裁判官が技術系とか、弁護士さんが技術系の話だったら、こんなはずないよねという話になりますよ。ところがみんな事務系の人たちだから、もうそれを証明しろよ、証明しろよと。証明しようがないんですよ。それを原告に求めているわけですよ。

現実に入っていきますと、クラック入っています、クラックが。そしてそのます側にボールを置きますと、だあっとます側に走っていくんですよ。これが原因じゃないかと言っても、私は裁判官を何か訴えるなんていうこともできるらしいんですけども、でも、何かそういう

ことをわかっていない裁判官かなとは思いました。

現実には工事をやって、よく工事で起こるのが、矢板でバイブレーターをかけてずっと打っているときに、建物が地盤が悪いと振動するわけですよ。そういうときに壁にクラックが入るんです。ですから、最初に事前調査しまして、その壁を写真撮って、それで施工後にどこがクラックが入った、どこがクラックが入ったということで補償費を払っているんですよ。それは言いがかりになっちゃいますから、施工前、施工後で比較して、それで補償額を、その付近の方に払っていくということをとっているんですよ。地盤がやわらかいところは、矢板という土どめする矢板、鉄の板ですね、それを打つときだって、かなりの力でやりますから、建物が振動するんですよ。そうしますと、壁なんかにはクラックが入るんです。ここはそういう意味で、どれを証明すればいいんだと、そんなことをこの事前整理で話しているんですよ。

だからどうか、裁判官じゃなかなか技術系の人はいないと思うんですけども、弁護士さんで技術系の方がいらっしゃれば、こんなの愚の骨頂だという話なんですよ、正直。それがなかなか技術系で裁判官になる方はいないですから、裁判官とか弁護士になる方はいないですから、そういう方を探して弁論に立たせれば、恐らく逆転するんじゃないかなと思います。

そういうすごく何か個人に不利なような回答がどうも見受けられるなど、甚だ悲しくなりますけれども、そんなことで、1月か2月か知りませんが、延びれば延びるほど原告は苦しむんですよ。その辺をよく考えてください。

あんた方は悪いんですけども、金の痛みもないんですよ。金を自分が出すわけじゃないんですよ。裁判所に行くにも三、四人来ていますよね。そのために自分の公務を捨てて、この裁判に行かなければいけないんですよ。その費用まで考えなければいけないわけなんですよ。端的に素直に悪いことは悪い、私のほうから謝る、だめなんだというようなことをはっきり示しながら、誰が見ても、私はこの原告につくわけじゃないですけども、本当に原告がいかにも苦しみ、痛くもかゆくもない執行部、お金は我々が出すんですからね、こっちはなけなしの金を出して、ここをただすという気持ちを、町の執行部のそういうただしをしていこうという正義感に燃えた話なわけですよ。

ということで、今後、1月か2月の補償額につきまして出たときには、また一から私がこの裁判結果というか、この資料に基づいて話しても結構ですので、どうか早目に解決していけばいいんじゃないかなと。いずれは和解案は出るわけですから、まだまだ検討しなきゃいけない和解案とか、私はもう本当に納得いかないですね。こういう和解案がなかなか何時間も考えなきゃいけないというのは何人もいますから。何人もいる職員ですから、寄れば文殊の知恵

というんですか、いっぱい。ですから、それで解決していけばいいじゃないですか。ということで、この第1番目の質問はこれで終わりにさせていただきます。

次に、2番目の質問です。

もう6月に私最後の、町の防災力向上にどんなものということを知り忘れたんですね。そんな意味も込めまして、台風21号、22号の被害状況について、これから質問します。

台風21号のときは10月22日だったと思います。これは我が町に大雨警報が出ました。そして、何時ごろだったですかね、ちょっとはっきりは知らないんですけども、3時ごろだったですかね、出まして。私ここの大雨警報が出ますと、久保のいつも浸水するところをイの一番に見に行きます。そのときに、区の役員も見に来ていまして、本当にここの場所がいかにか交通どめもしなきゃいけない、はたまた車というか、人もあの水流で流されるということはなかなかあれなんですけれども、それに近いような形になるわけです。そのときにも、昔一本橋と言ったんですけれども、中原橋も、その川沿いは全部浸水していました。

そして、いつか町が清水川の洪水調査ということで、具体的な名前ちょっとあれですけども、矢田のほうから流れますから本線の川がもう満水ですから、その水がそのあたり一面の何町歩かありますね、田んぼが全部水浸しで、そして、ガード下のそこを集中的に流れていくのを目の当たりに見ました。写真も撮ってあります。

それで、私はこの問題、早く解決しなければいけないなというような思いで今までも一般質問させていただきました。やはり私は思いました。現地を見て、水の流れを見れば、こういう方法が一番いいんだなということを思ったわけです。

それで、建設環境課が二級河川上流側を今年度調査して、それで護岸をつくっていきたいという計画で今、測量段階に入ったということを私も見届けています。でもそれも大事です。本当にそれも大事なんです。

それで、でも、今回の21号の台風によって、その問題が解決できるかなと思ったんです。でもそれは私は解決できないなと。やはりそこの本線の川に直接水路を導いて流さない限りは解決できないんだなと。まずは確かに本線かもしれません。ただ暫定的には、矢田のほうから来る水を直接本線のほうに流すことがまず町民の家屋、土地を守る、ましてやまた、これは生命を守る一時的なことなのかなと。次に本線に手をつけることだって、まずは可能だなと。いわゆる家屋を守るためという意味を考えるとそのように思います。

それで、この21号の台風につきましては、私はどうもそっちらかりに目が行っちゃうんですけども、清水川の河口も氾濫をしたよということをお聞きしていまして、確かに結構降った



んだなというような思いです。

そこで、このときの総雨量と時間最大降雨量、それと、さらに被災状況、多分私は21号のほうか雨台風だったんじゃないかなと。22号は房総沖を通過して行きましたから、風台風だなどというふうな、そんな認識でいますので、この22号のちなみに降り始めと降り終わりで総雨量と、やはりこの河川、この場合は時間最大降雨量が一番、1時間にどのぐらい降ったというのが、我が河川については、流域がそんなに広くないですから、一番影響がありますので、大きな川、利根川なんかは、その奥のほうで降ったのが1日後とか2日後に流れてくるには、そんな大河川でありますから、特に私は総雨量よりも時間最大降雨量はかなりあったんだなと。どのぐらいあったのか、そのデータを教えてもらいたいということと、被災状況を教えていただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、台風21号と台風22号についてお答えさせていただきます。

初めに、まず台風21号の状況でございますが、台風21号は10月22日から23日にかけて非常に強い勢力を保ちながら、暴風域を伴ったまま北上を続け、台風と前線の影響により大雨となり、10月19日の3時から23日の11時までの御宿町の総雨量は実谷観測局で312ミリ、時間最大雨量では22日の14時から15時の間で32ミリの大雨となった状況でございました。また、23日の4時36分には勝浦で最大瞬間風速39.5メートルを記録するというような台風でございました。

被害の状況につきましては、人的な被害を伴います大きな被害はございませんでしたが、小規模な建物や屋根の損傷や倒木、河川のり面の崩壊や公共施設においても、ガラスや屋根の一部損壊などがあった状況でございました。そのほかに今お話しいただきました冠水等も起きております。

また、22日から23日の台風がもたらした暴風雨等の影響が原因と思われる停電が県内で発生をいたしまして、ピーク時では町内で4,500件に達する停電に見舞われた状況でございました。

次に、台風22号についてでございますが、10月29日から30日にかけて、台風22号や前線の影響により大雨となり、10月28日15時から30日11時までの御宿町の総雨量は実谷観測局で138ミリ。時間最大雨量は29日の20時から21時までの間で37ミリの大雨となりました。

台風22号による被害状況につきましては、町の確認しておる範囲では特に被害はございませんでした。

以上でございます。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

昨今では線状降雨帯と言いまして、その道をずっと雨が時間雨量が降って、全国的にもういろんな形で雨がどういうせいか知りませんが、以前と比べて、その以前というのはちょっとわからないですけども、かなり雨が降るような状態ですね。

そういうことで気象現象だから避けて通ることはできないんですけども、やはり少なくとも、その備えというんですか、そういうものをやはり持っていただく、それで努力していただく。これは行政側に要請するしかないんですね。ですから、今後ともこれに浸水区域とか、そういうものを把握して努力していってほしいと思います。

そこで私も、この避難所に私がまたそういうところに出かけていっちゃいますと、あいつ何しに来たみたいなの、そんなような形ですから、なるべく私はそういうところに行かないほうがいいなと。

この前もちょっとそういうことがありまして、中学生の自転車の通行帯の写真を撮ったら、私はちょうどいい機会だなと思ったんですけども、何かの形でクレームが来ますので、私はそういう道路が中学生のために広くなるということに、前々から議会で一般質問する中で、たまたまシャッターチャンスがあったために写真を撮りましたら、何だかんだといっているいろいろ来ました。

ですから、なかなか難しいなという思いなんですけれども、私はこの避難所を利用した方がどこから来ているのかなと。その方はどういう思いでそこに来たのかな。うちはたまたま川べりで、雨が降ると増水しちゃって困るんだよというような方が来たら、どこの川なのか、どこの場所で来たのかという、実際、アバウトにこの辺じゃないかなといっても、ほかにもそういう箇所があるのかなと私は懸念しているんですよ。

ですから、この避難所に来た方々に、どこの地区のどなたなのかというのをやはりここで把握するというのは、本当に大事なことだと思っているんですよ。それはちょっと答えづらいところもあるのかもしれないですけども、それが一つの災害を防止する、常にこういう方が来たから、やはりあの方はこういう形で不安に思っているなと。また、独居老人については、そういう水ではなくて、そういう台風が来るとか何か、そういう不安で来る方もいらっしゃると思います。そういう調査を今回、前も私話しました。これをしたのかなということでお答え願えますか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 避難所についてでございますが、台風21号につきましては、22日

の9時50分に御宿中学校体育館、旧岩和田小学校体育館、布施小学校体育館の避難所3カ所を開設いたしました。

避難所の避難状況につきましては、御宿中学校では10世帯、20名の方が避難をされ、地区で申し上げますと、須賀、浜、久保、新町、六軒町、岩和田地区の方が避難をされております。また、旧岩和田小学校へは2世帯、2名の方が避難をされ、いずれも岩和田地区の方でございました。

台風22号における避難所の開設につきましては、一時的には大雨になりましたけれども、台風の北上速度が非常に速かったことにより、大雨等のピークが短かったため、避難所開設までは至りませんでした。

避難をされた方々の状況につきましては、今おっしゃったような中で、今後地区とか参考にさせていただきながら、今お話しいただいたようなことは検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

**○8番（土井茂夫君）** 私が今質問したように、そのように、今後はどこの地区で、どの場所か、そして、そこに避難しなきゃいけない理由、その辺まで把握していく必要があるんじゃないかなと思いますので、今後、そういうことがありましたら、ぜひともそのデータをとって災害対策に生かしてもらいたい。よろしく申し上げます。

私はやはり今後、我が町の防災力を向上させるには、どんなところがまだまだ足りなくて、今努力しているんですよということがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（大地達夫君）** 大竹総務課長。

**○総務課長（大竹伸弘君）** 地震、津波、風水害など、各種自然災害から住民の方々の生命、身体、財産を守るため、地域防災計画に基づいた防災対策を進めることで、災害に強い町づくりに努めているところでございます。

平成23年の東日本大震災や昨年の熊本地震でも、非常時における物資の確保などが課題となりました。町では、国や県からの応援までの一定期間の備えとして、非常食など、計画的に購入を進めるとともに、町民の皆さんへ非常時の持ち出し品などの確認を防災訓練や広報紙などで呼びかけさせていただいております。また、防災講演会や防災訓練、また広報紙でも災害への備えや対応について掲載をし、皆さんの防災意識の高揚を図る取り組みについて行っているところでございます。

地域防災力の向上を図るためには、町だけではなく、住民の方々一人一人の防災力、地域の防災危機管理への対応力を上げることが重要であると考えますので、繰り返し訓練や啓発活動

を継続して取り組んでいきたいと考えております。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

ぜひともそのように対応していただきたいと思います。

そこで私からも提案というか、実際にこの御宿町が災害に遭ったときに、業務継続計画というのは立てているのでしょうか。実際、この災害に遭ったときにはてんやわんやで、本当にボランティアの方から電話が来て、どこやっていいですか。また、物資がここへ来たんだけど、どういうふう避難所に持っていったらいいんですかとか、ありとあらゆることがこの御宿町の被災を受けた方から、また別ないろんな方から連絡が来るそうです。

大体災害時でも、庁舎、設備は使えるだろう。そういう安易な気持ちというか、少なくとも使えるだろうというような、そういう思いで当たっていることが多いそうですよ。

また、災害時でも職員はそれなりに集まるだろう、そういうこともみんないい方向、いい方向で考えることがあるそうです。これは被災地であったことらしいんですけども、災害対応は、この場合は防災に任せておけばいいんだよという職員の意識が高いそうです。また、我々の町には防災計画はマニュアルがあるから大丈夫だよと、そんな皆さん、そういうことがあるから、安心しているそうですよ。

だけれども、実際には、うちの部署はこんなに忙しくなるとは思わなかったと、遭った被災地の職員はそのように言っていたそうですよ。電気もパソコンも電話も全く使えなくなるとは思えなかったと。さらに、何日も食べる物が無い状態で、家にも帰れなくなるとは思わなかった。誰も指示を出してくれず、自分で考えて動かなければならなかったと。こんな被災の市町村は思ったそうです。

やはり私の町もいつかは災害に遭うと思っていたほうがいいと思います。そのときに、こういう業務継続計画、BCPと言うそうですよ。ビジネス・コンティニューイティ・プランと言うそうですよ。これをやはりつくって、我が町に合うように、バージョンアップして、バージョンアップして備えていたほうがいいそうですよ。

ですから、今後は他とそういう被災地のあった出来事を備えて、一歩進んで、こういう業務継続計画を立てていただけないでしょうか。今私が言うのは希望です。

そういうことで、いすみ市なんかは最近の質問を見ていると、ドローンを飛ばして被災状況を調べようとしています。5人の職員を派遣して、ドローンの操作を、その講座に行かせているそうです。これやはりそういうものを飛ばして、いち早く被災状況を見て、町民のためになる情報をいち早くつかむ。やはりこれはトリアージですよ。一番困っているところに先に早

く行って、それから順序立てて回復していくという手だてが一番いいそうですから、こういう機械を、ドローンを導入して、最先端な情報を集めて、我が町もやっていく必要があるんじゃないかなと、そのように思います。

また、今日は朝、NHKの7時20分ごろに、自分たちの家族はどこにいらっしゃるのかという徳島県の何町かちょっと聞き漏らしたんですけども、スマホでこうやりますと、ああうちのやつはあそこにいるな、うちのやつはあそこにいるなということが瞬時でわかるそうです。そういう我が町はコンパクトな町ですよ。コンパクトな町ですから、コンパクトを生かして、この町に住んでよかったなと思えるような、そういうとき、災害のときにやはりそういうふうに見える町だったら、この町やはり好きだよなと思うんだと思います。家族がそこで安全であるということがいち早くわかるということは、やはり皆さんの願いだと思いますよ。

ですから、今までの従来のやり方ではなくて、やはりそういうICTを使った、そういう最先端なものを取り入れてやっていてもらいたい。それにはやはり税収が上がらないとか何か言うけれども、やはり無駄遣いなくしてくださいよ、無駄遣い。無駄遣いをそういうところに回してくれれば買えますからということで、その件はそれ以上申しません。

ということで今後検討してもらいたいと思います。

○議長（大地達夫君） 土井議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時13分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

---

○議長（大地達夫君） 土井茂夫君の残り時間は19分です。

土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 次の質問にまいります。

町の職員の働き方改革、これについて質問させていただきます。

政府は冒頭解散ということで、この労働法関係、7法案を本来は冒頭解散の国会に提出する予定だったと。今後のスケジュールはどうなっているのか、ちょっと私もそこら辺は注目はしているんですけども、早くこういう法律を可決して、やはり労働者の働く時間を適正に事を進めていただきたいという思いです。

そこでまた、私は御宿町の働き方改革について、私が身近に感じているのは、私が職場から

帰るときに、どうも毎日毎日電気がついてるんですよね。本当に私以上に時間外労働しているんだなと。私が見るたびですから、その後も多分恐らく電気がついて働いているんだなと。ご苦労さまとは言いたいですけれども、さりとてやはり適正な働き方をして、自宅でご夫婦、子どもと会話をして、その子どもたちは御宿町を背負っていくわけですから、やはり会話がなところにはなかなかいい子どもは育たないんだなというのが実感としてわかりますので、そんな思いもありまして、また私はこの町は働きやすい町、そういうことで近隣に、そういういうわさがたっていきますと、御宿町に勤めたい、御宿町に勤めたい、そういうことで優秀な職員を採っていただけるんじゃないかな。

そんな思いで、やはりそういう環境、長時間労働が多いと、やはりそういうところは、今ブラック企業なんていうことを言いますから、そういう企業であってはならないと。そんな思いから質問をしたいなと、かねがねから思っていました。

ほかの方も前にそういう質問をなさっていたと思いますけれども、やはり今、国もそういう法律を出すということで考えていますので、先取りというわけでもないんですけれども、まずはいろんな働き方改革を今度目指そうという国の案が見えていますので、そこでまずは時間もこういう20分足らずですから、まず1つ目に、この問題をどこから切っていけばいいかと思ったんですけれども、やはり電通の高橋まつりさんが過労死で亡くなったことを契機に、この問題は結構それからずっとクローズアップされていったというような経緯だと思います。

そこで、時間も少ないですから、公文書公開で私も取り寄せて、何かどこかに出ていたというようなこともちょっと私も勉強不足だったなと思いましたが、いわゆる時間外手当は平均幾ら払っていますよという、年8万円から10万円ぐらいなんですね。各年度それぞれ違いますけれども、その類いで出ているんですけれども、この問題はやはり個人の一人一人の時間外労働が実際どうなっているのということを、やはり偏らないで、労働時間を平均的にというのはなかなか難しいと思うんですけれども、それに近い形でなさってくれるのは、これに出ている各課長、副町長、町長、こういう方が職員を見守って、職員のそういう時間外労働を監視しているわけですから、そういう意味でも、ここで議会で話させてくれることは本当に有意義かなと思っております。

そこで、私はそういう資料からは探索しても、各個人の時間外労働が一体どうなっているんだということは正直わかりませんので、公文書公開を求めたときに、なかなかそれは難しいんだということをその担当者も言っていました。

だけど、民間的な発想でいけば、各賃金台帳があつて、それで時間外労働は、この人何時間、

この人何時間という中で、もちろん予算があります。また、なければ、補正予算を求めればいいわけですから、予算がないから配分しちゃおうなんて、そういう考えに基づかないで、うちの課はやはり忙しくて、とてもなかなかやらなければいけない。そういうときはやはり訴えて、職員に時間外労働賃金を払うという姿勢を各課長は持っていてもらいたい。それが我が御宿町の先ほど話した、御宿町へ行きたい、行きたいという募集倍率が上がるような一つのスタイルだと思っています。

そこで第1問目の質問は、過去3年間の時間外勤務、我が町はいろいろイベントなんかがありますので、休日勤務を含んだ、対象となった総時間をまずお答え願いたい。また、時間外勤務が多かった職員、上位3人の時間外勤務時間数もあわせてお答え願いたいということで、まず1問目、どこの課から言ってくれるんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、過去3年間の時間外勤務の総時間数についてご説明をさせていただきます。

ではまず年度の中で、平成26年度は全体で3,523時間でした。課別に申し上げますと、総務課962時間、企画財政課280時間、産業観光課457時間、教育課219時間、税務住民課343時間、建設環境課439時間、会計室50時間、議会事務局33時間、保健福祉課740時間です。

また、27年度につきましては、総時間数は3,658時間でした。総務課694時間、企画財政課617時間、産業観光課467時間、教育課251時間、税務住民課316時間、建設環境課497時間、会計室57時間、議会事務局30時間、保健福祉課729時間です。

28年度につきましては5,144時間となっております。課別には、総務課1,559時間、企画財政課348時間、産業観光課512時間、教育課334時間、税務住民課523時間、建設環境課639時間、会計室61時間、議会事務局47時間、保健福祉課1,121時間です。

全体といたしましては、選挙の執行等があった年により、時間数が大きく変動するような状況になってございます。また選挙費、それから災害対策関係費につきましては、執行の所管課である総務課のほうで集計させていただいている数字ということでございます。

それから、個別の職員で時間数の多い者ですが、26年度につきましては191時間、156時間、158時間、年間です。27年度につきましては178時間、165時間、123時間。28年度につきましては276時間、267時間、218時間といったような状況です。

個人の時間外勤務につきましても、各年度における特性のある要因といたしましては、選挙

事務やふるさと納税関係事務等によりまして、ただいま申し上げた3名の時間外勤務についても、これらの影響がある職員であるということでございます。

○8番（土井茂夫君） そうすると、これに今、労働基準監督署ですか、そこが示している、当てはまるということですよ。これに逸脱した労働時間ではないという理解でよろしいんですね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 現在示されておりますのは月45時間、年間360時間ということで認識しておりますので、この範囲の中にある状況にはあるということでございます。

○8番（土井茂夫君） それで私安心しましたよ。

毎日電気ついているから、毎日残業して、9時ごろ私帰るときにも電気ついていますから、そんなに毎日やっているんだなと思って、それこそ嫌になっちゃうんじゃないかなと思うんですよ。時間外手当もらえばいいというわけじゃないんですよ、若い人は特に。よりも、やはり暇が欲しいんですよ。それで暇で、そういう時間、暇なんていう言葉はまずいですね。そういう適正な時間があって、よそを見聞してくる。これがやはり我が町のプラスアルファとなっていくわけですね。また家族とのきずなとか、そういうものもより深まるわけですね。

そんなことで、私は今その答えで正直安心しました。

時間がないですから、2番目の質問として、過去5年間、自己都合による退職者人数を、課別で年度別にお答え願います。

よろしく願います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 過去5年間の自己都合退職者数ということでございますが、平成24年度については対象者はおりませんでした。

平成25年度につきましては2名、総務課と保健福祉課、各1名でございました。

26年度につきましては2名、建設環境課、税務住民課、各1名でございました。

27年度につきましては2名、保健福祉課、教育課、各1名でございます。

28年度につきましては3名、保健福祉課、産業観光課、税務住民課、各1名といった状況でございます。

○8番（土井茂夫君） そういうデータですと、さほどこの課に偏っているというようなことは見受けられないんですね。そういうことであれば、自己都合ですから、次の夢を持って再出発するのもこれは一つの方法ですから、わかりました。



時間もないです。

あと、過去5年間における職員総数、これはどうですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 過去5年間の職員の総数ということでございますが、これ定員適正化計画ベースで一部事務組合を除く数字でご報告をさせていただきたいと思っております。

平成24年度につきましては97名、25年度、97名、26年度、95名、27年度、95名、28年度、95名といった状況でございます。

○8番（土井茂夫君） それを聞きますと、たしか標準的な総定員数とあるんですね。我が町結構頑張って20人ほど何か少ないんですよ。ですから本当に頑張っているなど。ただ頑張るのもいいんだけど、さりとてやはりもっと減らすような形でいけたらいいなということと行政大綱ですか、それはどっちかという、人を減らす改革だなと私は行政大綱はそのように見えています。そうじゃなくて、やはり戦略的に、こういうものは町長やりたいと言ったら、その課を時には増やす、時には減らす、こういうメリハリがあっても私はいいんだと思います。今日はそこまで突っ込んだ話はできませんので、今度国の、この働き関連法律が通った後にまた私はもっと質問していきたいと。

それは今、私はどういうことかという、非正規職員と正規職員いっしょのわけですよ。非正規職員を増やして、正規職員を定数以内に入れようという、こんな本当のことでいいのかなというのが、今後出す働き方改革に盛り込まれているんですよ。そのために教育の給料が安いために、教育を受ける人が貧困世帯が増えている。私はやはり町はそういう貧困世帯を生まないで、いわゆるそうであれば、正規職員として雇えるものなら雇ってやるべきじゃないかなと。そういう形で、そういう職員がいたら、正規にそういう職員採用をしていくような方向性を持ってやっていったらいいなということで、時間が来ました。

この件についてはさわりで、今後この問題についてまた質問していきたいと思っておりますので、今後ともまたよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。失礼します。

○議長（大地達夫君） 以上で、8番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

---

◇ 高橋金幹君

○議長（大地達夫君） 続きまして、11番、高橋金幹君、登壇の上、質問願います。

（11番 高橋金幹君 登壇）

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年も残りわずかとなり、新聞紙上では、日本や海外、また千葉県内のあなたが選ぶ今年の重大ニュースが取り沙汰されております。

御宿町においては、小さいものも挙げるとたくさんあるかと思えますけれども、とりわけ認定こども園の開園が一番に挙げられるかと思えます。また、郡内においては勝浦市と夷隅郡を選挙区とする小高伸太氏が第71代県議会議長に就任されたことも特筆すべきことではないかと思えます。小高議長には、県民はもとより、地域発展のためにご活躍いただきたいと思えます。

それでは、限られた時間内で質問したいと思えますので、執行部の簡潔明瞭なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、国民健康保険税についてであります。国民健康保険は被用者保険等に属さない、全ての人加入する保険制度で、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う、いわば助け合いの制度であります。この国民健康保険制度が平成27年法律第31号により可決成立した、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度に移行することになりました。

そこでお伺いしたいのですが、新制度では、都道府県と市町村の役割分担はどのようになるのか。また、御宿町における国民健康保険税は高いという声をお聞きますが、新制度での1戸当たり、または1人当たりの標準保険料はどのように変わるのか。影響額を含めて、現在わかる範囲内で結構です。お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 初めに、平成30年度からの新制度における都道府県と市町村の役割分担についてご説明いたします。

現在、国民健康保険は各市町村が個別に運営を行っておりますが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を担うこととなります。都道府県の主な役割といたしましては、国保運営方針の策定と運営方針に基づく事務の効率化、標準化等の推進、財政安定化基金の設置、運営、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の算定等でございます。また、市町村が行う保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として、全額都道府県が市町村に交付することとなります。

一方、市町村の役割といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険税率の

決定、保険税の賦課徴収、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。また、都道府県に対し、国保事業費納付金を納付することとなります。

次に、国民健康保険税が今後どのように変わるのかというご質問についてですが、先ほどの国保事業費納付金及び標準保険料率を参考に、今後の保険税率について検討していくこととなります。

国保事業費納付金につきましては、これまで県において3回の試算を行っておりまして、先月には仮係数での算定を行ったところでございます。今後、確定係数での算定により、最終決定という予定となっております。仮係数での算定結果につきましては、市町村別に見ますと、県内54団体中31団体で増加、23団体で減少という結果であり、御宿町は減少の団体に入っております。

具体的には、1人当たり保険税が平成28年度では9万3,764円のところ、平成30年度は8万8,451円となり、5,313円、5.7%減少する結果となりました。

実際の保険税率につきましては、今後、確定係数での算定結果を受けて、今年度中に検討していく予定となっております。

以上です。

○11番（高橋金幹君） ありがとうございます。

予算の編成時期を迎えておりますので、歳入歳出の見込み等にあたっては、事務に遺漏のないよう、今後もぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、現在、国民健康保険税として賦課徴収しておりますけれども、新制度では国民健康保険税と保険料の選択制になるとお伺いしたんですけれども、保険税と保険料はどう違うのか。その違いと、町は新制度でどちらを選択しようとしているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） どちらを選択するのかということでございます。

新制度では国民健康保険料になるのか保険税のままかということで、国民健康保険法には、国民健康保険に要する費用を世帯主から徴収しなければならないと規定されており、国民健康保険税と国民健康保険料のどちらの方式にするかは保険者の裁量となっております。

新制度においても、御宿町が保険者であることは変更がございませんので、引き続き国民健康保険税として実施してまいりたいというふうに考えております。

違いについてでございますが、保険税と保険料とでは、関係する法令が異なり、保険税の場

合は地方税法、保険料の場合は国民健康法により徴収されております。

それには3つの違いがございまして、第1に保険税と保険料での時効の長さ、関連する法律が異なるため、定められている時効に差がございます。国民健康保険税では徴収権の時効消滅が5年、国民健康保険料では時効消滅が2年。

次に、これも関連法令によるものですが、滞納して差し押さえになった場合の優先順位で、国民健康保険税の優先順位は住民税と同じ、国民健康保険料の優先順位ですが、住民税の次というふうに保険税のほうが優先して弁済を受けることができます。

最後に、さかのぼって請求できる期間の違いで、国民健康保険は加入者の届け出をした日からではなく、資格を取得した日から課税されます。この届け出がおくるとさかのぼって課税されることとなり、その上、上限年数に違いがあり、国民健康保険税の遡及賦課、最大3年、国民健康保険料の遡及賦課、最大2年となっており、以上3つの大きな違いがございます。

以上です。

○11番（高橋金幹君） ありがとうございます。

国民健康保険税については、まだ詳細についてはいまだ県から示されていないということですし、また保険税と保険料の違い、よくわかりました。ありがとうございます。

次に、公民館図書室について伺います。

図書館は図書館法に基づいて設置されますけれども、社会教育法に基づいて公民館サービスの一つとして運営されているのが公民館図書室であります。御宿町の公民館図書室は室内が狭く、棚にある本もかわりばえしないことから、利用者の多くは近隣の勝浦市や大多喜町の図書館を利用していると伺っております。

そこでまず、公民館図書室の現在の蔵書数、それと年間の利用者数について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、公民館図書室の蔵書数と年間利用者数についてお答えいたします。

平成28年度末の蔵書数は約9,000冊で、閲覧用に展示してある蔵書は約5,500冊となっております。年に数回、一部図書の入替えを行うほか、新刊コーナーや町ゆかりの作家コーナーを設けるなど、利用しやすい図書室運営に努めております。年間利用者数についてですが、図書室の利用は予約制ではなく、図書室のみの利用者数を把握はしておりませんので、貸し出し件数でお答えいたします。

平成28年度の年間貸し出し件数は1,039件で、2,796冊の利用がございました。

以上です。

○11番（高橋金幹君） 年間貸し出し件数、約1,000件、延べ2,900冊の利用があったということは結構利用者も多いのかなというふうに思います。

そこで、次に、公民館図書室にかかわる図書購入費についてお伺いしたいと思います。

公民館費の図書購入費を見ますと、平成27年度決算では7万3,285円、平成28年度決算では7万3,693円、平成29年度当初予算では3万6,000円となっております。この少ない予算でどのような図書、書籍類を購入したのか。また、購入しようとしているのか。直近の3年間で結構ですので年度別にお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、どのような図書、書籍類を購入したのかというご質問ですが、平成27年度、28年度の決算額、今議員さんに読み上げていただきましたが、その金額の中にはロビーやラウンジの雑誌購入費が含まれておりまして、図書室用の購入費は、平成27年度が4万1,739円、平成28年度が4万5,402円となります。平成29年度は現時点で約2万円の支出がございました。

購入図書選定の基準につきましては、利用者のリクエストや話題の図書、町にゆかりのある作家や題材の作品を中心に、年間約30冊程度を購入しております。

例えば、平成27年度は芥川賞受賞作品、又吉直樹さんの「火花」や羽田圭介さんの「スクラップ・アンド・ビルド」、また28年度は、同じく芥川賞作品の村田沙耶香さんの「コンビニ人間」や直木賞作品の荻原浩さんの「海の見える理髪店」など、利用者の方が多くリクエストされたり、興味を持たれるであろう、本屋大賞とか、受賞した本を購入しております。

また、作家別に見ましても、有名な作家、村上春樹さんや宮部みゆきさん、池井戸潤さんなど、皆さんから借りたいという要望があったり、よく借りる作品などは新作が出ますと、購入するようにしております。

また、その他絵本などの児童用図書や御宿町にゆかりのある「氷の華」の天野節子さんや「コンニャク屋漂流記」の星野博美さんの作品、また、滝口仲秋さんや金井英一郎さんなど、御宿町在住の方の作品もコーナーをつくって展示するなど、幅広い世代の方が読書に親しむことができるような図書の購入を心がけております。

また、町予算とは別になりますが、平成28年度は千葉県教職員互助会から20万円の補助金の交付がありまして、約120冊の図書を追加購入しておりますが、それらもこういったような種

類のものから購入をするようにしております。

議員のおっしゃいますとおり、図書館法に基づきます図書館を設置している勝浦市や大多喜町と比較いたしますと、室内スペースも狭く、利用者数、蔵書数ともに少ないことは認識しております。図書業務専任の職員を配置することはなかなか難しく、蔵書全てを見やすく整理することが今現在足りていない状況にあります。

しかしながら、図書室の利用者は少なくなく、図書に関するニーズも高いことから、インターネットを活用した県立図書館や他の市町村図書館の書籍の貸し出しサービスを行うほか、現在少しずつではありますが、古くなった書籍の除籍や分類番号に基づく整理など、適正な本の管理と利用促進の取り組みを進めているところでございます。

今後も、利用者の立場に立った図書室の運営に努めてまいりたいと思っております。

○11番（高橋金幹君） ただいま答弁で、図書購入については少ない予算でやりくりしているのがよくわかりました。

平成28年度は千葉県教職員互助会ですか、そこからの補助金を得て120冊の図書を購入できたということで、これはこれで大変ありがたいことだというふうに思います。

毎年多くの新刊図書が出ますし、芥川賞や直木賞の受賞作品、村上春樹さんなど、人気作家の作品については特設コーナーを設け、またゆったりと読書できるような広いスペースが必要かと思えますし、これは町民の多くが望んでいることかと思えます。

隣の勝浦市では庁舎建設に伴い空き家となった旧庁舎を改修し、勝浦市立図書館として再利用が図られております。

御宿町では、この春、認定こども園がオープンし、現在、旧御宿保育所が空き家となっております。旧御宿保育所は町の中心部に位置し、公民館にも御宿小学校にも近く、改修するにしても、児童用トイレや保育所入り口の段差を車の出入りができるよう改修すればよい話で、工事費もそんなにかからないかと思えます。建物は放っておくとふぐあいが生じてまいりますし、公民館は図書室が移転することにより、そのスペースが公民館活動に利用できることとなります。

そこで、町長にお伺いしますが、旧御宿保育所を図書館として活用する考えはないのか。ないとすれば、今後、旧御宿保育所をどのように活用しようと考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 旧御宿保育所を町図書館として活用する考えはないかとのご質問でござ

ざいます。

今、公民館図書室の利用状況について報告がありましたように、現在の公民館図書室という形でも、かなりの町民の皆様のニーズにおおむねお応えできているのではないかと考えております。

旧御宿保育所を活用するのも一つの案であると思いますので、公民館を初めとする公共施設が多く、老朽化している未利用公共施設を含め、公共財産のあり方について検討する必要があると考えております。旧御宿保育所の図書室への活用、一案であると思いますが、承っておきたいと思います。

○11番（高橋金幹君） 本は心の栄養と言われておりますし、図書館があれば、そこでゆったり過ごすことで、心と生活にゆとりが出てくるのかなというふうに思います。町長が今後については、利活用について検討中であるということであれば、それはそれで結構だと思います。

そこで、現在のまま公民館図書室を使用するというのであれば、図書購入費の増額、書籍類だけでなく、趣味の週刊誌とか月刊誌を置いたり、さらには全国紙の新聞を何紙か置いたり、そういう配慮も必要かと思えます。また、今月はこういう本を購入しました。ぜひご利用くださいというような案内を町の広報に掲載することも大事かと思えますので、これについてはぜひご一考いただきたいというふうに思います。

次に、学校給食についてお伺いしたいと思います。

学校給食では知育、徳育、体育のほかに、平成17年成立の食育基本法により、食育が重要視されてきております。全国各地の小中学校で400以上の給食を食べ歩いてこられたという学校給食研究家でジャーナリストの吉原ひろこ氏が、今、学校給食はかつてのイメージでなく、劇的なまでにおいしくなっていると述べられております。

理由の一つとして、地元産の新鮮な食材が使用されていることが挙げられておりますが、長生郡白子町では地産地消を推進する上で、主食である米飯の米は長生管内産、パンについては白子産の米を製粉した米粉パン、野菜類についてもタマネギ、キュウリ、大根、薬物類など、地元産を多く使用するよう心がけているそうです。

御宿町学校給食共同調理場では、現在、毎日約340食近くの給食をつくっているとのことでありますが、やはり地元産の米や野菜、魚介類を使用すれば、子どもたちもおいしく安心して食べることができますし、生産者も所得の向上につながり、自分たちがつくったものを子どもたちが食べてくれることで、生活に張り合いが出てくるかと思われれます。

そこで、学校給食で使用される食材は地元産がどの程度使用されているのか。メニューによ

っても異なるかと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、学校給食で使用する地元食材の利用状況についてお答えいたします。

初めに、主食の米につきましては、平成27年度から100%御宿産のお米を使用しております。パンにつきましては、千葉県学校給食会の指定工場に委託をしておりますが、給食会指定工場のパンは、平成26年度から千葉県産米粉10%、千葉県産小麦15%、国産小麦75%の米粉配合パンとなっております。同様に肉や魚、牛乳につきましても、近隣にある給食会指定工場から購入しておりますが、学校給食会では県産品の採用に積極的に取り組んでおり、牛乳、豚肉は100%千葉県産を使用しているほか、多くの品目で千葉県産を採用しております。また、年に1回実施するサザエカレーにつきましては、100%御宿産のサザエを使用しております。

野菜につきましては、全て町内の青果店に発注しており、できるだけ地元産、千葉県産の農産物を納入してもらえるよう働きかけてはおりますが、供給量と価格の面から思うようにいかないのが現状です。平成28年度は約53%が千葉県産の野菜であり、町内産についてはタマネギやジャガイモを数回利用したのみとなっております。

学校給食における地産地消は、子どもたちが地域の特産品や郷土料理、地域産業への理解を深める上で大変有意義なことと考えておりますので、できる限り地元の食材を優先して使用したいところですが、学校給食の食材購入については、年間を通して安定した供給ができること。定められた時間内に機械を使って裁断し、大量調理しなければならないため、規格が統一された食材を供給できること。また、従事者の衛生管理や食材の安全性の確保など、多くの課題がございます。

今後は生産者やJ A、漁協等の関係者と連携し、一つでも多く地元産の旬の食材を使ったおいしい給食ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○11番（高橋金幹君） 供給量や価格の面、また規格が統一された食材の供給という観点から、全てが地元産ということは、これは難しいかもしれませんが、食材の多くは県内産を使用されているということが理解できました。引き続きご努力をお願いしたいと思います。

次に、残菜率についてお伺いしたいと思います。

学校給食では食べ残しを残菜率という数値であらわすそうですが、これは提供した給食のうち食べ残しがどれだけあったかを示す数値で、数字が小さいほど子どもたちが給食を残さず食べたことになり、残菜率が低いほどおいしい給食であると考えてもよいと言われております。



そこで、御宿町における学校給食の残菜率は何%なのか。小学校、中学校に分けてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 御宿町立小中学校の学校給食の残菜率についてお答えいたします。

残菜率は毎日計算し、それを一月ごとの平均値として出しておりますが、直近であります平成29年9月から11月の残菜率は、御宿小学校が6.6%、御宿中学校が4.7%となっております。年2回実施されます保健所の現地検査におきましても、残菜量は少ないとの評価をいただいておりますが、その中で残菜の多い献立は和食メニューで、ご飯のほか、焼き魚、切干大根やきんぴらなどの和食のおかずの残量が比較的多いと感じております。

国や県では、平均残菜率などを公表していないため、参考までに近隣の市町村の残菜率を申し上げますが、いすみ市の残菜率が13.8%、大多喜町は月ごとの平均値を出していないとのことで、12月1日の献立の残菜率が8.8%、勝浦市は残菜率の算出はしてはいないということでした。

御宿町では手づくりの給食、子どもたちのリクエスト献立給食、姉妹都市の郷土料理や食材を使った献立など、さまざまな工夫を凝らした献立を立てておりますが、今後も食べ残しゼロを目指し、さらなる残菜率の減少に取り組み、子どもたちに安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○11番（高橋金幹君） 平成28年度の残菜率は小学校で6.6%、中学校で4.7%ということで、近隣市町と比べても、食べ残しの量は非常に少ないということがわかりました。

そこで一つお伺いしたいんですけれども、給食から発生した生ごみはどのように処理されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 給食から出る生ごみの処理につきましては、残菜率からも余り量は多くありませんが、毎日町の回収車が学校に来てくださいますので、町内の清掃センター内で廃棄処理をしております。

ただし、牛乳パックにつきましては廃棄物の扱いとなるため、廃棄物処理リサイクル免許を持った事業者による回収処理が必要となります。現在は牛乳を納品している業者が回収をいたしまして、施設内で廃棄処理をしております。こちらにつきましては有料となっております、現在1本当たり0.5円の処理料をお支払いしておるところでございます。

○11番（高橋金幹君） 料理は気持ちを込めてつくとおいしくなると言われております。引き続き安全・安心なおいしい給食の提供に向け栄養士さん、調理師さん、一丸となって頑張っていたきたいと思います。

次に、認定こども園についてお伺いいたします。

町では今年4月に待望の認定こども園が開園いたしました。認定こども園は親が働いているかどうかにかかわらず、ゼロ歳から小学校入学前までの子どもを預かる幼稚園と保育所が一体となった施設で、今や全国で5,000カ所を超えたと言われております。

千葉県では、平成28年度は67カ所であったのが、平成29年には103カ所と1.5倍増加したとのことあります。

幼稚園や保育所に比べ利用しやすいというのが認定こども園の特徴ですが、現在、何世帯の方が利用されているのか。利用者世帯と園児数についてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 利用者数についてでございますが、平成29年4月1日現在の利用者世帯は100世帯、園児数は122名でした。内訳はゼロ歳児が2名、1歳児が14名、2歳児が16名、3歳児から5歳児までがそれぞれ30名です。

また、11月1日現在の利用者世帯は106世帯、園児数は130名です。内訳はゼロ歳児が5名、1歳児が14名、2歳児が16名、3歳児が32名、4歳児が30名、5歳児が33名となっております。以上です。

○11番（高橋金幹君） 4月の開園当初から比べると、利用者世帯、園児数ともに増えており、大変喜ばしいことだと思いますが、3歳未満の園児の利用が少ないように思えますけれども、これ理由として考えられるのは何か、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 我々が理由として考えられますのは、3歳ごろまでの環境や刺激、愛情は子どもの発達に重要な意味を持っており、3歳ごろまでは家庭内で育てたいという思いがあり、また3歳以上児になってからは集団で学ばせたいという考えがあるため、3歳になってからの入園が多く、3歳未満児の利用が少ないと考えられます。

○11番（高橋金幹君） 理由はよくわかりました。

次に、4月開園以降、8カ月経過しようとしておりますけれども、職員や保護者から施設面や環境面においてどのような声が上がっているか。新しい園になり、全てがよくなったとは思われませんので、今までよりよくなった点、悪くなった点に分けてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 新しい園になり、職員からは施設の動線がよくなり、子どもの様子が視野から外れなくなった。窓に手を挟まないようにストッパーがついているなど、細かい配慮がなされており、安心して保育ができる。運動会と発表会が別会場を借りずに、こども園で実施できるようになってよかったとの話を聞いております。

保護者からは保護者会で実施されたアンケートを通じて、高台で安心であり、子どもたちの環境が整い満足している等のご感想をいただいております。

ご意見といたしましては、送迎時の駐車場のマナーが気になる。先生とのコミュニケーションがとりづらくなった。玄関付近に虫がいるなどのご指摘をいただいておりますが、送迎時の駐車場のマナーにつきましては、保護者に配付する手紙の中で駐車場の使用について周知しています。また、保護者会の集まりの際にお話をさせていただいております。

先生とのコミュニケーションがとりづらくなったという点につきましては、タイミングが合わず、話す機会を失ってしまうことがあり、メモでお知らせしたり、電話連絡をして対応しているところです。また、保育士から伝えるだけではなく、保護者からも気軽に気になることは話していただけるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

玄関付近の虫につきましては、プランター等虫が寄りつきやすいものを置かないようにしました。なお、保育室と給食室は年2回業者による害虫駆除を実施しています。

今後も保護者の声を聞いて、よりよいこども園にしていきたいと考えます。

以上です。

○11番（高橋金幹君） 園舎が山に近いので、環境面においてはいろいろあるかなと思ったんですけども、虫さされなどについては予防に努めているということですので、引き続き適切な対応をお願いしたいというふうに考えます。

次に、結婚相談事業についてお伺いしたいと思います。

本年3月議会において、人口減少は出生数の減少という少子化によってもたらされるものであり、その要因としては、未婚化、晩婚化という結婚行動の変化と出生率の低下が挙げられます。

町には結婚相談所の設置規定があるにもかかわらず、結婚相談所が休眠状態となっており、活動がなされていません。初婚、再婚を問わず出会いがあれば結婚したいという願望を持たれている方は、町内にも相当数いらっしゃると思われます。人口減少に歯どめをかけるため、結婚相談所を再開する考えはないかと質問させていただきました。

これに対する町長からの答弁ですが、「未婚率の上昇や晩婚化などの社会情勢も考慮いたしますと、仕事、移住、定住、子育て支援を進める中で、結婚に向かうべき出会いの場の創出は必要であると考えております。よって、担当窓口を決めまして、再開に向けて検討してまいりたいと考えております」と述べられております。

そこでお伺いしますが、再開に向けて検討していくということでしたが、結婚相談所設置規則の改正、担当窓口、結婚相談員の確保、予算の確保など、いろいろと事務手続があるかと思われませんが、その後どう対応されてきたのか。結婚相談事業を再開する気持ちがおありなのかどうか。町長及び担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） まず初めに、3月議会後の対応ということでお答えさせていただきます。

3月議会での町長の答弁を受けまして、今年度、近隣市町村の動向や地元企業が実施しています婚活パーティーの状況等を調査してまいりました。

その結果、結婚相談所の形態を続けているところでは、初期登録の増減がないまま停滞しているケースが多いこと。出会いの場の提供として実施している婚活パーティー形式のところでは、地元の男性が出会いの場を求めて多く参加していることがわかりました。しかし、一方で主催者側が参加者の確保に苦勞していることや、参加者の目的意識に差があるのか、カップルが成立しても、その後音信不通になるケースなど、後味の悪い思いをすることもあるようです。

このほかの取り組みとして、身だしなみセミナー、メイクアップセミナー、男前セミナーなど、自分磨きの講座を開催して、結婚につなげようとしている市町村もあります。近年の未婚化、晩婚化は結婚してもらいたい家族と本人の結婚観に意識のずれがあると思われ、ご本人にその意思がない限り、人を介しての結婚は難しくなっているようでございます。

後継者対策として整備された規則も35年が経過し、現在、個人の結婚観も多様化するなど、現状にそぐわないこともございます。また、個人情報取り扱いなど、注意しなければならないことも多くなってきております。

議員ご質問の趣旨が人口減少対策、若者定住化対策への思いからのことであるとは充分理解しておりますが、どのような取り組みが少子高齢化対策などのために適切なのか、もう少し幅広い視点から研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、近隣の市町村の状況について調査報告がありましたが、今後につきまして、結婚相談に関する担当窓口は税務住民課といたします。

また、現在の結婚相談所設置規則につきましては、昭和57年に制定されており、今の社会状況にそぐわない面も多々ありますので、廃止の方向で検討していきたいと考えております。

同時に、出会いの場の創出は非常に必要であると考えておりますので、なかなか結婚というゴールに結びつかず、困難性も多くありますが、近隣の市町村の状況、また関係団体の実施状況など、よく研究して対応を図っていききたいと考えております。

○11番（高橋金幹君） 御宿町結婚相談所設置規則、昭和57年に制定されてから35年近くたつかと思います。仏つくって魂入れずではありませんけれども、この間大した活動がなされてこなかったということではないかと思えます。

ただいま担当課長からこれまでの経過、そして町長から、今後、結婚相談事業についてどのようにしたらいいのか、近隣市町の状況、規則の改正等、引き続き検討していきたいという答弁が得られましたので、これはこれで結構です。ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、私道の整備についてお伺いしたいと思います。

町内には上布施新宿地先や久保矢田地先など、民間事業者による宅地開発を行った区域を中心に数多くの私道が存在しております。その多くの私道については、整備後かなりの年数が過ぎていることから、老朽化が著しく、地域住民がその整備に大変苦慮している状況にあります。

例を申し上げますと、上布施新宿地先の通称グリーンランド内では、御宿町私道の補修に伴う原材料支給要綱に基づき、アスファルト合材や採石等の支給を受け、また地域内の住民がお金を出し合って私道の補修整備を行っておりますが、地域住民の利用だけでなく、一般車両の通行も多いことから、道路の傷みは本当にひどい状況にあります。通称グリーンランド内の住民は高齢化し、年金生活者も多く居住されており、このままの状況が続きますと、転出される方も出てくるかと思われます。

町道認定にはいろいろな要件や条件があるかと思いますが、地域住民が安心して暮らせるよう、町が主体となって、どうすれば町道として認定されるのか。そのためには地域住民はどうすればいいのか。また費用はどの程度かかるのかなど、地域住民との話し合いの場を持たれることを要望いたしますけれども、町の考えはいかがかお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 私道に関するご質問、ご提言でございますが、議員ご指摘のとおり、宅地開発等により整備されたエリアには多くの私道が存在しており、そのほとんどが

整備後、一定の年数を経過していることから、地域住民の方々から補修等の要望が多く寄せられております。

私道につきましては、所有者による維持管理が基本となっていることから、費用等の面からも実施することが難しく、対応に苦慮されているものと認識しております。

町といたしましても、こうした状況に応えるべく、平成26年度に御宿町私道の補修に伴う原材料支給要綱を制定し、アスファルト合材等の支給を行うなど、行政区と連携しながら、私道の維持管理に協力しているところです。

しかしながら、議員ご発言の上布施地先グリーンランド内においては、一般車両の通行も多く、舗装の劣化が著しいため、地域住民の方々だけでは対応し切れない状況にあることは町としても認識しており、これまで平成28年12月、平成29年8月の2回にわたり、地元区と協議を重ね、議会、産業建設委員会での調整を経た中で、9月に御宿町道路線の認定及び廃止基準を制定し、解決に向け一步一步進めている状況です。

町道の認定につきましては、議会の議決はもとより、居住者及び地元区役員の同意と道路敷地について登記事項を整理した上で町にご寄附いただく必要がございます。

また、費用につきましては、用地測量や境界確定、登記手続など、他の事案との公平性を保つ観点からも原因者負担とさせていただいております。具体的な金額につきましては、敷地面積や規模、利害関係者の数により異なりますが、1世帯当たり数万円を超えることも想定されております。

議員ご提言の地域住民との話し合いの場でございますが、地域において一定の意見集約ができた場合においては、具体的な協議検討を重ね、地元区のご協力をいただきながら、問題解決に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご承知のとおり、グリーンランド内の道路につきましては、大分路線数が多いでございます。先日、地元区、上布施区長さんのほうからもご相談いただきましたが、1度に全部解決するというのではなくて、協議が整った路線、1路線ずつ段階的に進めてはどうかというようなご提言もございました。できるところからということで、少しでも一歩でも前に進められれば良いと考えておりますので、区役員さんの協力をいただきながら、関係者の方にもお集まりをいただいて、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（高橋金幹君） ありがとうございます。

上布施新宿地先の例を申し上げ、質問させていただきましたけれども、町内には多くの私道

がございます。地域住民は高齢化しておりますし、私が言うにも何なんですけれども、町道認定に至る要件や条件を理解しようとしてもなかなか難しいかというふうに思います。手作業による道路補修は重労働であり、この問題は行政の力をかりなければ前へ進まないと思います。

ぜひ地域住民のためにご指導とご協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、来年、平成30年の干支は戌でございます。新年が御宿町と町民にとりましてワンダフル、素晴らしい年になりますことを祈念して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（大地達夫君） 以上で、11番、高橋金幹君の一般質問を終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あす13日は午前9時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時38分)